

○山本座長 皆さん、おはようございます。予定の時刻がまいりましたので、ただいまから第1回「国民生活審議会消費者政策部会 第2ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。まだこれからいらっしゃる委員の方もおられるようですが、時間が限られておりますので始めさせていただきますと思います。

本日の会合では、担当省庁からのヒアリングを中心に御討議いただきます。

具体的には、資料でございます施策。1つは「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」。これが5施策ございます。

「消費者団体訴訟制度の導入」が1施策。

「消費者からの苦情相談の活用」が2施策。

「緊要な消費者トラブルへの対応」が12施策ございます。

以上について御審議をお願いしたいと思います。

先日お送りし、また本日も配付させていただいております「WG審議運営のイメージ」に沿って審議を進めてまいりたいと思っておりますが、今回が初めての検証・評価・監視の作業でもあり、審議の状況に応じて柔軟に対処していきたいと考えております。政府の方もよろしく願いいたします。

担当省庁からのヒアリングに入ります前に、事務局から何かございますでしょうか。

○服部消費者企画課長 本日の御審議に当たりまして、田村委員、原委員、山口委員及び品川委員から御提出のあった資料を配付させていただいております。

また、検証・評価・監視のシートでございますが、昨日の第1ワーキンググループでの審議関係資料一式も参考配付させていただいております。よろしく願いいたします。

○山本座長 審議は、お手元の進行表に従って行います。各重点事項の審議において、それぞれ所定の審議時間が経過したら、次の重点事項に移ります。

と申しましても、先ほど申し上げましたように、時間配分についても若干の柔軟性は確保したいと考えております。そのような大枠の中で、各委員の皆様におかれましては、何とぞ御協力をお願いいたします。

それでは、早速「分野横断的包括的な視点に立った取引ルールづくり」の5施策から始めたいと思います。

担当省庁は、公正取引委員会、経済産業省、金融庁及び総務省であります。

本日は、公正取引委員会から取引部消費者取引課の菅久さん、経済産業省から商務情報政策局消費経済対策課長の小林さんにお越しいただいております。よろしく願いします。

○公正取引委員会 公正取引委員会消費者取引課長の菅久でございます。よろしく願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

本日は、このようなお時間をいただきましてありがとうございます。消費者基本計画の重点の1つといたしまして、お手元の資料でございますが「景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る」とされておまして、これにつま

して、平成 17 年度の状況について御説明いたします。

公正取引委員会は、御承知のとおり、景品表示法を運用いたしてございまして、表示と景品提供の適正化、それによって消費者取引の適正化ということを実現しまして、公正な競争を確保し、一般消費者の利益の保護ということに努めているところでございます。

この重点事項の前半の「ともに」の前の「景品表示法を厳正に運用する」という部分ですが、景品表示法違反に対します措置につきましては、平成 17 年度、いわゆる排除命令という景品表示法に基づく措置でございますが、これが 28 件、警告が 39 件ということでございます。平成 16 年度は、排除命令、警告それぞれ 21 件ずつということでございました。

勿論、法執行の状況につきましては、事件の数が多い、少ないとか、その増加率がどれだけかということ判断するのは、必ずしも適当ではないと我々も考えております。

ただ、例えば昨年度取り上げました違反事件の対象ということで申しますと、例えばダイエット食品でありますとか、有田焼きの原産国、それから活水器、活水器というのは水道水を活性化させるというようなことを言っている商品でございますけれども、それから有料老人ホーム、温泉、航空旅客、これは航空運賃についてでございますが、それから飲食店のメニューとか、食材です。あと、重要向け文化財に関する表示、そうしたさまざまな分野の不当表示事件を取り上げることができたということもございまして、全体としましては、景品表示法の厳正な運用というのを引き続き行えたのではないかと我々としては思っております。

残念ながら違反をする事業者というのがなくなるということとはなかなかございませんし、それから潜在的に存在している違反というのは、当然まだまだ相当の数に上っているわけございまして、ただ一方、我々のような法執行機関のスタッフ予算には一定の限界がございまして、したがって、これで満足ということは法執行ではないわけございまして、これからも消費者に影響の大きな案件、こうしたものを優先的、積極的に取り上げていくということで消費者取引の適正化を進めていきたいと考えております。

また、法運用の公表ということでございまして、これにつきましては、排除命令、警告を行った事案につきましては、すべて報道発表をしております、公正取引委員会のホームページには、すべて掲載されております。

また、年 2 回景品表示法の運用状況等、消費者取引の適正化の取組みということにつきまして、とりまとめ公表いたしてございます。

最初は平成 16 年度の状況、それから 17 年度の後半、下半期の初めに、上半期についてということで公表をいたしてございます。

平成 17 年度、昨年度の景品表示法の運用状況と消費者取引の適正化の取組みにつきましては、多分 5 月には公表できるのではないかと考えてございまして、今、作業を進めているところでございます。

それから、景品表示法の後半の、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図るという点でございまして、景品表示法の執行体制につきましては、財政状況が極めて厳しい中ではござ

いますけれども、お陰様で御了解を得ることができまして、平成 18 年度予算におきまして、景品表示監視官、いわゆる景品表示法の違反事件を審査する人たちでございますけれども、景品表示監視官 3 名の増員が認められております。

こうした体制の拡充に加えまして、研修による職員の能力の向上でありますとか、また、排除命令とともに、表示の適正化について業界などに要望するなど、表示の適正化に向けた取組みをさまざま工夫をいたしまして、効率的で最大限有効な事件処理に努めていきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○経済産業省 引き続きまして、経済産業省の消費経済対策課長の小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、失礼ながら、私も座って御説明させていただきます。

私の方で法を執行しておりますのは、特定商取引法でございます。昔の訪問販売法でございまして、消費者トラブルの多い 6 つの取引類型につきまして、契約内容を明確にするために、書面を交付する義務を課したり、あるいは不実告知などの不当な勧誘行為を禁止するということを規定してございます。

これに違反いたしますと、刑事罰あるいは行政処分があるという構造になっておりますほか、民事の規定としましてクーリングオフの規定が定められているというところに特徴がございまして。

私どもの具体的施策としましては、特商法の厳正運用と、それから執行体制の拡充ということでございますけれども、運用の方でございまして、お手元に横表の資料を御用意いたしましたけれども、特定商取引法違反に基づく処分件数の推移でございまして、お陰様で 17 年度につきましては、これは処分権限が国と都道府県にございまして、それぞれの処分の積み重ねをいたしますと、合計で 80 件ということでございまして、昨年度に比べてちょうど倍の件数が出ております。

このような感じで、ちょっと表が見にくいんでございますけれども、国の方は 15 年度ぐらいから倍々ゲームで増えたような感じで、比較的、中の体制を拡充して、厳正な運用をしているつもりでございます。

それから、都道府県におかれましては非常に件数が伸びておりまして、下の方に執行した都道府県名がございまして、これまで処分をしたことがある都道府県というのが 47 都道府県の半分をようやく超えまして、これからは都道府県の中で処分をしたことがないという方がマイノリティーになっていくと、こういう勢いになっておりまして、今後とも都道府県の法執行の拡充が期待されるところでございます。

このように処分件数は、かなりの右肩上がり伸びておりますが、この分野でも法違反行為が膨大でございますので、全部を処分することは、ほとんど不可能であろうかと思っております。

このため、まずは迅速な調査・処分、それが都道府県の法執行を促進すること目指しま

して、我々の件数を増やすということです。

続きまして、同じ調査・処分をするのであれば、より効果的な案件の発掘をするとか、あるいは処分をしたものをより効果的にPRして消費者に周知していく。あるいは事業者へウォーニングの意味を込めて、やはりオープンにしていくということが適切かと考えております。

この関係で、当方の法律の執行体制でございますけれども、これもやはり人為的なこととなりますが、定員ベースでございますが、平成18年度に2名の担当官の定員増が認められたところでございます。

効率的な調査をするためには、いかに有望なというか、意味のある案件を選ぶかというところが大変重要でございます。どの事件を調査するかということにつきましては、私どもの経済産業省に消費者相談室というのがございまして、そこに寄せられました苦情とか、相談とかいったものをベースに、特に問題が大きいものを選んでおります。

例えば、被害が多いとか、買わされたものの金額が高いとか、あるいは独居老人をねらうような非常に悪質なやり方であるとか、こういったものを重点的に調べていくべきではないかというような方針を持っております。

ただ、この際、経済産業省の消費者相談室というのは全国に9か所ございますけれども、経済産業省のということでございますので、なかなか世の中に余り周知されておらず、何か産業寄りじゃないかと思われているのか、いろいろな情報が必ずしも十分に集まっていないという問題点がございます。

このような関係で、私どもが個々の事件の調査を始めるに当たりましては、国民生活センターが全国各地の消費者センターとオンラインで結んでおりますPIO-NETに御協力いただきまして、PIO-NETの方で、この業者に関する情報はどうかということで、情報をいただいていると。大変PIO-NETあるいは国民生活センターにはお世話になっており、感謝しているところでございます。

ただ、なかなかPIO-NETの情報の提供を受けるには、当方で会社名を特定して、この会社の情報をくださいということで指定する必要があるため、まず、我々が端緒をつかんでいないといけないという点がございます。

それから、いただく情報にしましても、現在のところ、プリントアウトされた紙ベースでいただいているものでございますから、例えば電子媒体でいただければソートができたり、検索ができたりといったことが簡単にできるわけでございますが、現状はなかなか難しい状況でございます。

更にいいますと、非常に典型的な例でございますが、昨年、いわゆる悪徳住宅リフォーム問題というのが猖獗（しょうけつ）を極めたわけでございますけれども、この問題が社会問題になるまで、私どもの経済産業省の消費者相談室はリフォームに関する相談というのが全くありませんでした。恐らく想像するに、住宅リフォームというと、家の関係でございますので、多分経済産業省というイメージがなかったんだと思うんですが、そういう

相談がなかったということをごさいますて、恐らく、被害を受けた方は、各地の消費者生活センターに御相談されたのではないかと考えております。

そのため、社会問題化するまで我々は気がつかず、結果的に非常に初動が遅れたという大反省がございますて、このような反省に立ちますと、現在、ナショナルベースの最大の消費者生活相談情報データベースでございます P I O - N E T と、私どもの執行当局とが、より緊密に連携できるように、その情報に機動的にアクセスできるような方策を目指すことが、それこそが我々の執行のパワーを更にアップして、より有効な執行が可能となるのではないかと考えてございますて、この点、今後の課題とさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと存じます。御意見等のある方は御発言をお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

では、原委員。

○原委員 公正取引委員会に1つ御質問なんですが、効率性のところで、業界団体に表示の適正化について要望が行われた例がありと書かれておりますけれども、具体的に要望を行って成果になったようなものがあれば紹介していただけたらと思います。

○公正取引委員会 今すぐに全部は思い浮かばないんですけれども、ちょっと前ですけれども、例えば生命保険の排除命令がありまして、日本生命に対する件というのがございしました。

そのときに、生命保険のほかの保険会社も表示が適当でないものもあるのではないかとということで、保険の協会にルールづくりなどを要望いたしまして、保険協会としての業界自主ルールをかなり議論を重ねてつくりました、今やっているとか、そういうのがございます。

それから、何とかの塩というたぐいのが、実は輸入であったとかいうので警告をした件がございしますが、このときは同時に実態調査も行ってございますて、併せて公表しまして、それで塩の業界に適正化を要望したところ、その後、皆さん、今、塩全体の業界団体はないんですけれども、組織づくりから始めて表示のルールづくりをまさにしようとしているところございますて、これがうまく進めば、本年度中に何か成果が出るかなというようなものもございます。

今、記憶を呼び起こしているんですけれども、そういうのが結構ございますて、今、申し上げたのも含めてかなりあります。

○原委員 ありがとうございます。

○山本座長 ほかに、長田委員どうぞ。

○長田委員 資料7の方に、日本生協連の品川さんからの意見が出ているわけなんですけれども、この中身に関しましては、全国消団連ベースで議論してきたものを、ちょっと時

間の関係で組織形態ができなかったもので、品川さんの個人名で意見が出ているという形になっております。

そここのところで、まず、公正取引委員会さんの方に、私どもでも公取さんがいろいろ頑張っているということは承知をしているわけですが、どうもいろいろ見させていただいていると、サービスに関する取組みがまだまだ不十分ではないかというような意見が我々の中で出ているんですが、その点、どういうふうにお考えかということです。

○公正取引委員会 実は、資料の私どもの部分は事前にお見せいただきましたので、実はそうかなと思ひまして、どういうのをやっているのかなというのをもう一回見ました。

確かに排除命令とかをしている中で、ものの方が確かに多いのは事実でございまして、それはそうだと思います。

ただ、言い訳ではなくて申し上げますと、やっていないわけでは勿論ございません。先ほどの生命保険も1年前でございしますが、平成17年度も有料老人ホームでありますとか、先ほどの航空運賃でありますとか、温泉も一応サービスです。そういうものとか、飲食店なんかは、ものかサービスかちょっと境目でございしますが、メニューとか、食材とか、そういうものもやってございまして、平成16年度も資格学校の合格者数の表示とか、問題があるものについては、あと銀行の外貨預金の警告とかもございしましたが、そういうものを案件があれば取り上げていってございまして、我々もなるべくそれを取り上げていきたいと思っております。

あと、表示のルールづくりなんかでも、そういうサービスの面も含めて、ここで評価していただいておりますが、車検整備の表示も調査報告出しまして、これはルールづくりがまだ進んでおりませんが、業界には説明し、それなりの意識は少しずつ出てきているのかなと思っております。

確かにおっしゃるとおり、ものの方が確かに多いですが、サービスもこれからしっかりやっていきたいと考えております。

○山本座長 ほかにございしますか。関連でしたらどうぞ。

○長田委員 済みません。先ほどお話があったP I O - N E Tとの連携のことなんですが、これは経産省さんに伺ってもあれなのかもしれませんが、今はまだ難しい状況だということなんでしょうか。

私ども消費者被害情報というのは、ほかの省庁もいろいろお持ちだと思うんです。それを極力一緒にした段階で、この後出てきます団体訴権のところの情報提供なんかにも御一緒に提供していただきたいということを考えているわけなんですが、そこは難しいということですか。

○経済産業省 私としては、何が難しいかというよりも、どういう障害が取ればいいのかという観点から検討していきたいと思っております。

いろいろと御提案させていただいて、国民生活センターさんとこれから協議を進めていきたいと思ひましてございしますが、なかなか我々の提供につきましては、これは推測

でございますけれども、情報漏えいの観点からお気にされているのかなというふうな感じを持っておりますが、我々としては積極的でございます、例えば一方的に情報をいただくだけではなくて、私どもの消費者相談室がございますので、これをP I O - N E Tの一端末として、こちらからも情報を提供して、より大きなデータベースとして情報を蓄積していくとか、それと同時に我々が事件に執行できるように端末を置いていただいて検索して、こういうのが問題が起きていると、この分野をやろうというのが機動的にできるように、例えばオンラインをつないでしまうというようなことも十分に検討するべきではないかということで御提案を始めているところでございます。

私は政策的なところは必ずしもよくわかりませんが、事件の現場としては、是非そういう情報への機動的アクセス、そして使い勝手のいいように是非していただきたいと思っておりますので、是非皆様からも御支援をちょうだいしたいと思っております。

○山本座長 では、岳野委員お願いします。

○岳野委員 ちょうど同じP I O - N E Tのお話で、電子データでいただかないと、なかなかできないので、今、知ってちょっとびっくりしたところなんですけれども、経産省さんの処分を見ていると、多分そういう情報が不足されているので、ああいう処分の形を取らざるを得ないのかなと。

私どもは東京都で消費生活行政をやっておりますので、そこら辺を改善していただくと、省の障壁を超えてやっていただければと是非思います。

それと併せてP I O - N E Tの情報が、これは致し方ないと思うんですけれども、どうしても相談のカード的な見地からの記入でございます、処分とか、そういうサイドからいうと、足りない情報がございますので、そこら辺も国民生活センターと経産省さん、私ども東京都もし入れていただければ、御意見交換をしながら、ちょっとプラスしてやっていただければ、処分件数も増えますし、処分の迅速化につながるんじゃないかと。1点目はそれでございます。

2つ目でございますけれども、特商法の中で都道府県でいただいている権限等限られておりますが、全国展開しているような事業者については、私どもで処分をしても、必ず埼玉とか千葉とか北海道に行ってやっているというような情報もございまして、そこら辺は国でやれるものについては、役割分担について緊密に連携を取って是非やっていただいて、一網打尽というような体制でやっていただければと、このように思っております。

○経済産業省 わかりました。ありがとうございます。確かに全国レベルの事業者につきましては、都道府県で処分をしていただいても、その効力が都道府県内にとどまってしまうものですから問題があるということです。

今、名前の挙がった案件についてメンションすることが適切かどうかわかりませんが、訴訟中のところもありまして、そういった案件にすぐ行政が出ていくのがどうかというのあって、我々としても注目はしておるんでございますけれども、そういうのが今申し上げるところでございます。

ちょっと関連で、この場とは直接関係ないかもしれませんが、特商法の権限は、今、都道府県がお持ちでございますけれども、それを更に条例で市町村に落とすというような動きも少々出てきておまして、岡山市に権限を移したという事例がございます。

岡山市については、岡山市が処分ですけれども、岡山県がかかれなくて、重複的にかかるとはなくて、全く分離してしまっているものですから、例えば岡山市内で被害があった事件について岡山市が処分をします。そうすると、岡山の場合は、倉敷とか、その辺では処分の効力が及ばないというような形になってしまっているようでございまして、余り重複的に市にも権限を下ろすのであれば、要するに監視の目が増えるだけですのでいいんですけれども、完全にあるところの部門の権限を都道府県が手放してしまうということになりますと、やや広域あるいは県域で動くような行政に対して対応が難しいのかなという問題意識を持っております。ちょっと関係ないかもしれませんが、御参考までにお願いします。

○山本座長 どうぞ。

○堀田審議官 今日は、国民生活センターが来ていないので、先ほどからP I O - N E Tの話が出ていますので、ちょっと一言内閣府としてこの問題をどう考えるかを述べたいと思います。

基本的に現在のところ国民生活センターの立場としては、経産省が提案されているような事柄について、今のところ慎重な立場でいます。

本当はセンターの方から直接言ってもらった方がいいんですけども、1つはP I O - N E Tの相談の中身の問題です。確かに法執行の目的のためにP I O - N E Tの情報が集められているということでは必ずしもないものですから、それぞれ利用できるというメリットがあるというのも事実ですけれども、やはり相談の問い合わせ的なものから、いろんなものが入っているとといったような問題点、そういったものも、そもそもP I O - N E Tがほかの相談員の方が苦情にどう対応していくかといったような利用の仕方とか、いろんな利用の仕方があるものですから、そういう利用との関係で、相談カードをどうつくるとか、あるいは検索のキーワードの使い方、このキーワードの使い方によっても大分違った問題が出てくるとか、ちょっと私もこの点は素人で、十分正確な答えが出しかねるんですけども、そういったさまざまな問題を慎重に検討した上で、先ほど消費者団体訴訟制度、後ほど御説明いたしますけれども、その手の関係とか、多方面からいろいろ考えていきたいと、内閣府としては考えております。

○山本座長 よろしゅうございましょうか。それでは、時間の関係もございまして、ただいまのブロックの質疑応答は、これで打ち切らせていただきます。

それで、時間の不足のために御意見がいただけなかった部分について、後日、書面で御提出いただくこともあるかと思っておりますので、その際に事務局から各省庁さんにお送りいただきます。それを恐縮ですが、5月12日の金曜日までに御回答をしていただきたいと思いますので、よろしく御協力をお願いします。

それでは、どうも御苦勞様でした。

(分野横断的關係説明者【番号1～2】退室)

(分野横断的關係説明者【番号3～5】入室)

○山本座長 それでは、次のブロックの質疑に移らせていただきます。

本日は、金融庁から総務企画局市場課投資サービス法令準備室課長補佐の岡田さん。

同じく、総務企画局企画課信用制度参事官室課長補佐の尾崎さん。

経済産業省からは、商務情報政策局取引信用課長の佐藤さん。

総務省からは、総合通信基盤局消費者行政課課長補佐の渋谷さんと、大臣官房企画課課員の高橋さんにお越しいただいております。よろしく申し上げます。

それでは、金融庁の岡田さんの方から、よろしく申し上げます。

○金融庁投資サービス法令準備室課長補佐 岡田でございます。よろしく申し上げます。

検証・評価・監視シートとありますA4の横の資料の番号3の施策というページの資料に従って、簡単に御説明させていただきます。

「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」ということで、御承知のことと思いますが、私ども金融庁では、集中的には2年来になります、いわゆる投資サービス法という法律について検討を進めております。

この表の検証（進捗状況）というところに沿って御説明させていただきますが、いわゆる投資サービス法につきましては、平成16年9月から金融審議会第一部会において本格的に検討を開始いたしまして、昨年7月7日の「中間整理」におきまして、5つの論点、すなわち投資サービスの対象範囲、規制内容、集団投資スキーム、これはいわゆるファンドでございますが、それから市場の在り方、ルールの実効性の確保、エンフォースメントという5項目を柱といたしました、基本的な考え方のとりまとめをいただいております。

その後、昨年10月以降、「中間整理」に基づき、なおかつ中間整理でなお検討すべきということとされました論点を中心に、9回にわたりまして、具体的な検討を御審議いただきまして、最終的に12月22日に報告書という形でとりまとめをいただいております。

当該報告書は、サブタイトルが「投資サービス法（仮称）に向けて」ということでございまして、今通常国会に法案を提出する場合に、こういった形とするかということにとりあえず焦点を絞った御報告となっております。内容として、ここにございますとおり、株券とか、債券とか、いわゆる有価証券に限っている証券取引法の体系というのを抜本的に改めまして、非常に包括的、横断的な、なるべく幅広い金融商品・サービスについて、投資者保護のための規制体系というのを整備するというを早急に法制化するようにというのを御提言いただいております。

当該報告書を踏まえまして、私どもでその後、集中的に法案を作成いたしまして、この3月国会に提出させていただきます。

法案では、従来の証券取引法の名称を金融商品取引法に改めると同時に、これまででありましたほかの縦割業法、すなわち外国証券業界に関する法律、金融先物取引法、有価証券

に係る投資顧問業の規制等に関する法律、それから投資信託法の中の投資信託委託業者という業者についてのルールの部分がございますが、業者規制の部分、そういったものを廃止いたしまして、1つの金融商品取引法という法律に統合するといったことを内容としており、現在、衆議院財務金融委員会の方で御審議いただいているところでございます。

右の評価・監視というところでございますが、有効性という評価をフォーマットに従って書いてございますが、私どもといたしましては、今回の法案は先ほども申しましたとおり、そもそもの前提が早期の法制化ということで、今通常国会でできるだけ早く成立させて頂ければと思っています。今、現行の証券取引法その他の縦割業法では間に落っこってしまうようなものをすくうということが急務でございまして、そういった前提で、例えば集団投資スキーム、ファンドでございまして、今、事業型のファンド等を中心に、端的に言って、全く投資家保護のためのルールが整っていないようなものがございますが、そういったものをすくうということを中心に、今まで規制のすき間に落っこっているような商品を拾って利用者保護ルールというのを徹底するというところでございますので、法案が成立いたしました暁には、できるだけ早く関係政省令等を定めまして、しっかりと執行してまいりたい。その際には、当然私どものルールは整ってもエンフォースが不十分ということでは何にもなりませんので、証券取引等監視委員会、それから金融庁の体制の方もそれに即した形に整備して取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○山本座長 それでは引き続きまして、尾崎さん、お願いいたします。

○金融庁信用制度参事官室課長補佐 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室の尾崎と申します。よろしくお願いいたします。

番号4の施策、分野横断的・包括的な視点に立ったルールづくりの消費者信用分野における諸問題については、各業態等における取引実態などを踏まえ、平成16年1月施行の新資金業規制法附則等を踏まえた貸金業制度の将来的な在り方を含め、消費者信用全体の観点から検討するところについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、検証（進捗状況）のところでございますけれども、その金融庁部分でございますが、金融庁におきましては、16年1月1日に施行されました前回のヤミ金融の対策法の附則におきまして、3年後を目途に見直しを行うということが書かれておりますので、それを受けまして、平成17年3月30日に総務企画局長の私的懇談会である貸金業制度等に関する懇談会というのを立ち上げまして、長い間かけて主に関係当事者等のヒアリングをやってまいりました。

それで、特に昨年末から今年にかけては、ヒアリングを踏まえた形で議論というものを行ってまいりまして、右側の方に入りますけれども、本年の4月21日の懇談会におきまして、これまでの議論の内容や方向性について座長として中間的に整理をしてまとめて、公表されたところでございます。

特に「今後の取組み」というところで、中間整理で示された御意見や提案をしっかりと

受け止め、引き続き関係各方面の意見を踏まえつつ、掘り下げて検討を行うという形になっておりますのは、この貸金業関係の問題というのは、今まで特に金利問題が特にその中心なんですけれども、非常にいろいろな御意見があつて、意見集約が非常に難しいというような背景もございまして、昭和 58 年に貸金業規制法が制定されたときから、すべて議員立法で行われているというような背景もございまして、なかなか政府として審議会を立ち上げて、そこで意見集約を図って、そして法案提出をすると、そういう割と一般的に見られるような形での進め方というのが、これまでは少なくともそういう形ではやってこなかったという形になっております。

したがって、この懇談会の結論につきましても、勿論長い間かけてこれまで議論してきていることとございまして、また、引き続き議論していくということではあるんですが、その中間整理というものをおまとめいただいたということなので、金融庁としてもそれをしっかりと受け止めて、今後の検討を続けていきたいと思っておりますけれども、今の段階で、例えばいつの段階で法律を出しますとか、そういうような形にはなかなか言えない状況にあつて、こういうような表現になっております。

それから、こちらの御質問が恐らく出るのではないかと思いますので、最初にちょっと申し上げておきますと、消費者信用全体の観点から検討するというところで、今、岡田の方から話がありましたように、投資分野においては、投資サービス法ということで横断的なルールづくりをします。

逆に、こちらの消費者信用という観点からは消費者信用全体の観点から検討すると、そういう観点からこういう形で書かれているんだと思います。

勿論、こういったことについて、我々としても勉強していきたいと思っており、座長の中間整理の中でも消費者信用の問題というのは出されておりますけれども、今の段階で、例えば消費者信用法について何か立法作業を行っているといったような形ですぐに出せるという形ではなくて、まず、座長の中間整理というものでとりまとめられたものをしっかりと受け止めて、それについて掘り下げた検討を行っていくということが先決ではないかと考えております。

私からは以上です。

○山本座長 それでは、佐藤課長、よろしくお願いします。

○経済産業省 経済産業省の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

引き続き、同じ番号 4 の施策のところでございます。経済産業省では、クレジットの取引を巡る諸問題の対応について取引実態などを踏まえて検討を進めるということで、昨年 11 月に産業構造審議会割賦販売分科会に基本問題小委員会を設置して検討を行ってきてございます。

その中で、大きくって 3 つのテーマがあつたわけでございますが、その 2 つにつきましては 3 月にとりまとめをしたところでございます。

クレジットカードの情報漏えい、不正利用対策と、それから個人信用情報機関の利用と

情報保護に係る環境整備の2点でございます。

後ろの方に、この資料の2枚めくっていただいたところに、それぞれの報告につきましての概要、ポイントを付けてございます。余りお時間がないと思いますので、省略させていただきますが、ポイントだけ簡単に申し上げますと、クレジットカード情報漏えいにつきましては、例えば昨年の6月に米国でクレジットカードの情報が膨大に流出した等、クレジットカードの情報が流出することによって、それが不正利用につながっております。そういった状況がある中で、個人情報保護法に基づく情報管理というのを昨年の4月の法施行に向けてクレジット業界としても進めてきたところでございますが、それに合わせましてクレジットカードのネットワーク全体につきまして、クレジットカード会社だけではなくて、クレジットカードが利用できるお店、あるいはインターネットで利用する場合のショッピングモール、そういった幅広い関係者につきまして、情報漏えいを防いでいくために、こういったことに取り組んでいくべきかと、そういった観点からとりまとめをいただいて、取組みの内容について、今年の3月までにおまとめいただいたというものが1つでございます。

もう一つは、個人信用情報機関の利用で、これはクレジット分野につきましては、クレジット業界として与信を行うに当たって必要な信用情報というのを信用情報機関で共有することによって与信を行ってきているわけですが、こういったものにつきまして、最近のクレジットを含む消費者に対する信用を供与する分野での業態間の大きな変化とか、あるいは個人情報保護法が施行されたといった環境変化、こういったものを踏まえて、更に信用情報というものをしっかり利用していき、その中で必要な手当を行っていくという観点から検討をいただいたところでございまして、その内容として信用情報につきまして、利用するために、情報の管理のためにどのように信用情報につきまして管理を行っていくか、あるいは信用情報機関の会員をどういうふうに管理していくか、あるいはそういった問題について、いかに透明性を確保することによって規律を高めていくか、こういったところの在り方につきまして、御提言をいただいたところでございます。

この2つにつきましては、御提言を3月にいただいておりますので、今後その報告に基づいて着実にガイドラインの整備等の対応を進めていくということを考えているところでございます。

もう一つ、クレジットのところにつきまして、クレジット取引をめぐるその他の諸問題につきましても、同じ審議会の小委員会の中で本年2月から御検討をいただいているところでございます。

これにつきましては、現在、まだ検討が進められているところでございますので、今後その場において、更に各委員の方々の御議論を進めていただくことを考えているところでございます。

以上でございます。

○山本座長 では、続きまして、総務省の渋谷さんからお願いします。

○総務省 総務省消費者行政課の渋谷と申します。よろしくお願ひいたします。私の方は、番号5の施策に基づきまして、御説明させていただきます。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の施行状況について検討するとともに、迷惑メール抑制・防止するための方策について検討するというような項目でございます。

ちょっと量が多くなってございますので、ポイントをかいつまんで御説明させていただきます。

まず、左側の検証の方ですが、いわゆる迷惑メール、受信者の同意を得ないで一方的に送信される広告目的の電子メールにつきましては、平成13年ごろからずっと問題になっておりまして、平成14年に法律ができたんですが、まだその後もなくならないというようなことで、平成16年10月に研究会を立ち上げまして、この場で全9回の議論を経まして、平成16年12月には中間とりまとめ、17年7月には最終報告書ということでとりまとめをしております。

具体的には、中間とりまとめを踏まえまして、既存の法律の規制強化になりますが、今までは直接刑事罰を科すようなものはなかったんですが、送信者情報を偽るような悪質なものについては、懲役刑を含む刑罰を導入するといった法改正を行いまして、今年の11月に施行されております。

続きまして、次のページですが、迷惑メールの対策につきましては、法律だけではなかなか対処し切れないということで、いろんな取組みをしております。1つが迷惑メール追放支援プロジェクトということで、これは経済産業省と協力しまして、違法な迷惑メールが送られた場合には、総務省の方でおとりの端末機を用意しまして、そこに来る迷惑メールに書いてある情報をインターネットサービスプロバイダーに通知をして、プロバイダーの方に契約約款に基づく利用停止措置を促すような取組みというのを今年の2月から開始しております。

また、迷惑メールを送った場合に、回線の停止措置ということがされるんですが、停止措置をされた場合に、次のまた違うプロバイダーに移ってしまうといったもので、いわゆる渡り行為が問題となっておりましたので、電気通信事業者間で、いわゆるブラックリストの交換を認めるようなガイドラインの改定ということで、昨年10月に措置をしております。実際に、先月の3月1日から携帯事業者間でそういった交換が始まっております。

また、周知啓発も非常に大事だということで、具体的には今年の10月に東京都、また東京都の消費者団体と一緒に協力する形で、出店するといいますか、あるコーナーに迷惑メール撃退のための苦情相談、相談を受け付けるようなコーナーを設けまして、そこで対応したということでございます。

また、迷惑メールは国際的にも非常に問題となっております、特にアジア地域、中国・韓国といったところからたくさん迷惑メールが送られてくるということで、具体的には昨年4月に中国・韓国を含むアジア諸国と多国間の覚書を締結して、今後の協力関係を明確にしたということがございます。

また、次のページになりますが、それ以外の民間の技術的な取組みというのが進んでおりまして、具体的には民間団体として、J E A Gというプロバイダーの団体があるんですが、こういった団体にもオブザーバーとして参加して、特に法的な観点から貢献をする等の取組みをしているところでございます。

続きまして、評価・監視になりますが、まず評価という点につきましては、平成14年にできた法律について、16年から見直しを検討して、10月から検討を見直したんですが、12月にはもう既に改正案というのをほぼとりまとめまして、3月には国会に提出して5月には成立、11月から施行されているということで、法改正という意味では非常に迅速に対応できたのではないかと考えているところです。

また、次のページになりますが、テーマの妥当性ということですが、御案内のとおり、迷惑メールは、いわゆる犯罪や児童買春等の入口になっておりますので、引き続きまだ問題があると認識をしておりますので、こういったテーマについて取り組んでいくということは非常に重要だと考えておりまして、テーマとしても妥当であるとしております。

また、有効性の観点ですが、まだまだ迷惑メールはなくなっていないということで、こういった規制強化を図る。特に刑事罰化を図るということで、抑止力となるものを導入できたということで、まずは第一歩かと思っております。

今後は、実際に検挙・逮捕につなげて、こういった迷惑メール全体が減っていくような取組みというのは引き続き進めていく必要があると考えているところです。

また、更に先ほど御紹介した経済産業省との連携ですとか、民間事業者との連携につきましても、引き続き実施をし、総合的な迷惑メール対策の推進というものに今後も進めていきたいと考えているところです。

また、国際的な観点で、今、世界の電子メールの総量の70%ぐらいが迷惑メールと言われておりますので、こういった問題については、国際的に連携を図って、できるだけ総量としての迷惑メールをなくすような方向で、法的または技術的な面を含めて進めていきたいと考えているところです。

総務省からは以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に移ります。御意見等のある方は御発言をお願いします。

原委員どうぞ。

○原委員 金融庁の関係のことは、私自身も検討には参画してきたので、自分でやったことを自分で評価をするというのは、大変難しいところがあるんですが、検討の場では話せなかったところで、質問でお願いしたいんですが、金融庁の金融商品取引法は、今、国会で質疑をされているところなんですけれども、昨日も傍聴に入って聞いておりまして、私どもとしては、今、これは完成型の途中段階だと考えておりますので、至急次の完成型への検討に進んでいきたいと思っていて、今、御回答の中に、できるだけ早く政省令も定めて実効性を上げていくというお話でしたけれども、次の検討をどれぐらいの期間で、どう

いうタイムスケジュールで考えていらっしゃるのかということが1つ。

それから、特に検討の過程で非常に不十分だと感じたのが、被害救済とか苦情処理とか、あっせんとか、こういったところの扱いなんです、これについては、今、金融トラブル連絡調整協議会というのが設けられていますけれども、そこを柱にして、どういうふうに考えていくかということを検討した方がいいのではないかと考えておりますけれども、そこについて、もう少し踏み込んだ検討というのが中でなされていないかというのをお聞きしたいと思います。

それから、貸金業は、貸金業懇談会の報告書を今回配布していただいておりますので、大変ありがたいと思っておりますけれども、議員立法というので難しいというのはわかっているのですが、これまで相談の現場の方々から聞いている声は、大変たくさんの相談とかトラブルとかがあるんですけども、金融庁のどこに話を持っていったらいいのかわからないというのがあって、証券とか銀行とか保険とか、それぞれ担当の課があるわけなんです、金融庁として、今、信用制度参事官室と、金融会社室ですか、それと分かっているような感じもするんですが、何か統一した担当セクションというものを設けられる予定はないかというのをお聞きしたいと思います。

それから、経済産業省の佐藤さんなんです、大変クレジット取引の今後をどうするかというのは、大きな課題で、確かに、今、検討が2回ぐらい終わったところなんです、これは販売信用法とか、統一消費者信用法などにつながる話なので、中間とりまとめが終わった段階で、やはり秋以降の検討の継続をお願いしたいと思っておりますので、その辺りについて、何かスケジュールがございましたら教えていただきたいと思っております。

○山本座長 それでは、岡田さん、尾崎さん、佐藤さんそれぞれ関わると思いますが、順次御回答をお願いします。

○金融庁投資サービス法令準備室課長補佐 原先生の最初の2つの御質問にお答え申し上げます。

まず、金融商品取引法、完成型への中途ということの御指摘でございますが、昨日の国会審議でも、こういった点が足りないのではないかなという御指摘をいただいているところでございますし、私どもとしても、現時点では死力を尽くして、3月の国会提出という期限の中では最善を尽くしたつもりではございますが、投資家保護という仕事が大変難しいなというのを担当者としても実感している部分もございまして、完璧だと申し上げるつもりもございません。

今後のスケジュールでございますが、まず、今国会で仮に成立した場合ということでございますが、なかには罰則の引き上げなどは公布後20日で施行と、先に施行するものもございまして、一番本体の金融商品取引法の部分は、公布後1年6か月以内に政令で定める日に施行するということになっております。私どもとしましては、で成立した場合は、公布後1年6か月というものの、来年の冬まで待つのではなくて、夏ぐらいに施行できればなど考えております。

ただ、その前提となる政省令の整備というのがありまして、法案自体、実は厚さにして15センチぐらいございまして、政省令になりますと、その下位法令でございまして、恐らく、今、単純な試算で2倍から2倍半ぐらいになりそうということもございまして。そういったものをできるだけ早く、しかも間違いのない形で実態に即してやっていくというのが、まず当面の一番大きな課題だと思っております。

更にその後の課題として金融審議会でも今後の検討ということで宿題になっている事項につきましては、例えば来年の夏に施行された場合には、その施行の状況等も踏まえという形に、第1部会のとりのまとめでもなっていたと思っておりますので、そういった形で引き続きやっていきたいと思っております。

2番目の金融トラブル連絡協議会は、私は直接の担当ではないので、正確な形でお答えできないのですが、当然苦情処理といったことへの取組みということで、関係者の連絡協議会という形でずっと進めてきておりまして、その在り方も平成12年から何年も取組みを続けてきているということで、今後の活動をどうするかということについて、金融トラブル連絡協議会内部でもいろんな御議論があるというのは聞いております。

ただ、いずれにしましても、私ども金融庁としては、昨年も利用者相談室の設置等、この分野につきましてもできることから取り組んでおるつもりでございますし、引き続きいろいろ御指導いただきながら進めていきたいと思っております。

2点目は、申し訳ございません。

○金融庁信用制度参事官室課長補佐 相談の窓口の問題なんですが、岡田が、今、最後のところで少し申し上げた、利用者相談室の方が一時的な窓口という形になっておりまして、そこから案件に応じまして担当部局につなぐという形に今はなっております。

それで、原先生がおっしゃった、信用制度参事官室と金融会社室と、金融庁の中に、それぞれ監督局と総務企画局の別の局に貸金業関係の事務を取り扱っている部局があるわけでございますけれども、それは大蔵省の改革の際に企画立案部門と監督部門を分けて、日ごろ監督行政をやっていて、業者と日常的なつながりを持つ部局と、いわゆる企画立案を行う部局というのを分けると。そして、企画立案を行う部局それぞれが、いわゆる機能的な形で分けるということですね。それぞれが立案する部局を一体として、金融全体を見ていくという形で分けております。それは内部の分け方ということで、もし中でうまく相談者の方々がつながらないということがあれば、それは相談室も含めた内部の段取りが悪いということがひょっとしてあるのかもしれませんが、そこは利用者相談室のところで、相談を聞いた内容に応じて、適切などころにつなぐということが大事であると考えております。ある意味ではほかの銀行でも証券でも監督局の中に、監督行政を行っている証券課とか、銀行課というのがあって、同じく企画立案部門では、我々例えば銀行法は、信用制度参事官室の担当になっておりますので、それはすべて金融庁はそういう形で分けてられているということです。

○原委員 済みません、ちょっと真意が伝わっていなかったように思います。中が企画と

監督と検査に分かれているのは承知しているんですが、表から見たときに、保険とか銀行とか、外からすぐわかるわけですね。だけれども、貸金は外から見たときに、名前が何もないので、わかりにくいという意味です。

○金融庁信用制度参事官室課長補佐 なるほど、どこに電話をかけたらいいいのかよくわからないと。

○原委員 そうです。これは意見ということ。

○金融庁信用制度参事官室課長補佐 いずれにしても、そういうような不便があるということは、我々としては十分認識して、利用者相談室が金融庁全体の窓口になっておりますので、そこでうまくつなぐということが重要であるということ、努力をしたいと思えます。

○山本座長 佐藤さん、何かございますか。

○経済産業省 御指摘の件は、産業構造審議会の基本問題小委員会で検討しているうちの3つ目のテーマで、今、議論をしている、クレジットを巡るその他の諸問題という点だと思いますが、既に委員会の場でも、いろんな委員の方々から、さまざまな御意見をいただいているところで、非常に重要な問題だというふうには認識しております。

6月をめどに、今、とりまとめを進めておるところでございますけれども、それ以降につきまして、現段階で具体的なスケジュールというのはないわけでございますけれども、これまでの会合の中でもいろいろ御意見をいただいておりますので、そういった問題について、当然引き続きどう考えていくかということも念頭に置きながら、今後委員の方々とお話しさせていただいて、とりまとめを進めていきたいと思っております。

○山本座長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○松本部会長 番号の4の施策なんですけど、最近、東京都の消費者被害救済委員会からも報告書が出ているんですが、貸金業者が事実上の割賦購入あっせんをやっているのではないかとと思われるケースが相当増えてきていると。本来の信販業界に対する監督官庁である経済産業省の指導や要請がうまくいって、悪質加盟店が弾き出されると、そういう悪質業者が貸金の方に流れているのではないかと考えられます。

割賦販売法は、勿論前回の改正で、貸金業者の行う割賦購入あっせんについても当然適用されるはずなんですけど、法執行という点が不十分であるという実態があるのか、この辺りの経済産業省としての認識をお聞かせいただきたいと思うんです。

絡めまして、話を聞いていると、どうも貸金業者と販売店の間に仲介業者が入っているのではないかとと思われるケースもあります。そういう仲介業者が間に入って全体として割賦購入あっせんに近い仕組みをつくっているという場合には、そもそも割賦販売法では法規制の対象にならない、そういう意味では法律がちょうどエアポケットにあると、貸金業法と割賦販売法のエアポケット状態というふうに評価をされているのか、割賦販売法で対応が可能なんだけれども、やはり法執行という点で十分やれていないという認識なのか、

この辺りを少しお聞かせください。

○山本座長 では、佐藤課長、お願いします。

○経済産業省 最近、我々もそういう話をときどきうかがうんですが、昨年のリフォーム詐欺の問題が、いろいろ社会を騒がしたところがございます、それ以降、リフォーム事業者に対する取締りというのを特定商取引法に基づいて、経済産業省としても徹底するとともに、併せて信販会社がリフォーム詐欺に与信を行っていたというケースがあったということで、信販会社に対して対応を相当強く要請いたしました。

実際に、去年の7月に我々も要請という形をお願いをして、信販会社から約五百ぐらいのリフォーム事業者に対する契約解除ということをやっております、その結果、したがって信販会社と契約ができなくなる事業者というのが出てくると、そういう環境が生まれているのではないかと考えております。

ただ、なかなか本当にどこの販売業者がどういう貸金業者とつながって、具体的にどういった悪質な与信を行っているのかというところが、我々しても現段階では、情報としていただけていないというところがございます、むしろ国民生活センターなんかの情報なんかでも、具体的にそういったものがあれば、そういったものも今後の我々の行政の対応の参考には是非させていただきたいと考えているところでございます。

先ほど申し上げました産構審の小委員会の中でも、その問題につきましても委員の方々から提起されておるところでございます、なかなか行政が具体的に対応していくためには、実態が明確になってこないといけない面もあって、その辺は我々も今後努力が必要だと思いますし、そういったところについて、実態につきまして、皆様方からも御協力いただければと考えているところでございます。

更に先生がおっしゃいました仲介等の話になってまいりますと、その辺は、我々も具体的にどういった実態があるのかというのは、必ずしも把握できていないので、直ちに割賦販売法上どうなのかというのはなかなかお答えできないんですけれども、そういった問題は、やはりクレジット事業者について取組みをしっかりとやらしてもらおうと思ってお願いをすると、どうしてもそれを逃れて事業を行おうという者が出てくる可能性がある部分でございまして、そういったものをどういうふうにやっていくかというのは課題だと認識しているところでございます。そういったところを含めて審議会でも御議論をいただきたいと考えているところでございます。

○山本座長 よろしいですか。

○松本部部长 はい。

○山本座長 ほかに御意見、御質問はございますか。

特にございませぬようでしたら、時間が制約されておりますので、引き続き委員から書面等の形で御意見、御要望が出されることもあるかと思っております。その際には、事務局の方から該当の省庁さんに、その趣旨を伝達させていただきますので、各省庁におかれましては、恐縮ですが、5月12日金曜日までに御回答していただくようお願いいたします。それ

を踏まえて更に作業を進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、どうも本日はありがとうございました。

(分野横断的關係説明者【番号3～5】退室)

(消費者団体訴訟制度關係説明者【番号6】入室)

○山本座長 それでは、続きまして、進行表に従って進めてまいりますので、次に「②消費者団体訴訟制度の導入」の検討に移りたいと思います。

これにつきましては、堀田審議官の方から御説明をお願いいたします。

○内閣府 席を移らせていただきまして、御説明させていただきます。

資料2-2をごらんいただきたいと思っております。

「番号6の施策」ということで「消費者団体訴訟制度の導入」ということとございます。これにつきましては、18年度、現通常国会に法案を提出するということとございまして、3月3日ですけれども閣議決定をいたしまして国会に提出したということとございます。

実は、今日、ちょうど消費者契約法の改正案の参考人質疑を現在やっているところでございまして、経団連の大村委員とか、あるいは山口委員はそちらの方に行かれていますということで、ちょっとタイミングが悪くて非常に恐縮でございます。

そういうことで、今、衆議院の方で審議が行われているところでございまして、政府は3月3日に法案の提出をいたしましたけれども、民主党から対決法案というか、民主党案が出されております。民主党案は、大きくいまして5つぐらいの違いがございます。

5つの中身を簡単に御紹介しますと、1つは、民主党案では損害賠償も織り込んでいるということで、差止請求プラス損害賠償と、大きな形としてはそういう形になっているということ。

差止めの部分につきまして見ますと、基本的に政府案は消費者契約法の4条、8条～10条といったところが対象になっておりますけれども、民主党案では民法の90条の公序良俗、詐欺、脅迫も対象になっております。更に推奨行為につきましても、対象になっていたと思っております。そういった違いがございます。

認定消費者団体につきましては、政府の方は内閣総理大臣が認定するというものになっておりますけれども、民主党案では登録という手続になっております。書面で出せば済むような形で、たくさんの消費者団体をつくらうということだと思います。

裁判管轄が若干違うかといったところがございまして、あとは後訴の遮断ということで、政府案は1回限りで確定するということとすけれども、民主党案の場合は、民事訴訟法に近い形で訴えができるということです。

そういった違いがございますけれども、基本的に皆さん方には、今国会で何とか消費者団体訴訟制度を導入するということの必要性、意義については御理解いただいているのではないかとと思っております。今、国会の方に移っておりますので、我々としては見守っているところでございます。

仮に今国会で消費者契約法の改正案が成立いたしますと、公布から1年後に施行される

ということをごさいますして、具体的な日にちとしてはまだわかりませんが、来年5月ないしは6月ごろから消費者契約法の改正が施行されるということになります。

法律が施行される前に、政令とか内閣府令とか、幾つかのものを今後更に準備する必要があるということをごさいます。仮に法律が成立した後、できるだけ早くそういった政令等も準備したいと思っておりますけれども、大体時間的には秋ぐらいまでそういった作業を要するのではないかと考えておりますけれども、またその際にはパブリック・コメント等で皆さんの御意見をお聞きしたいと考えております。

この法案の中で、前回のパブリック・コメントの前に部会でも御報告させていただいたんですが、その後法令の見直し条項というのが附則の中に入っております、今後の経済社会情勢とか、消費者問題のいろんな変化が当然あるわけですから、そういった状況を見て法律の見直しを行うというものが、附則の中に入ったということをごさいますして、いついつ見直すということはなかなか現段階では申し上げられませんが、この制度の使い勝手、定着度合いといったものを見ながら、他のいろんな問題点について見直しの中で対処していければと考えております。

現段階の私の説明としては、以上とさせていただきます、質問にお答えさせていただくということにしたいと思います。

○山本座長 それでは、御質問、御意見がおありの委員は御発言をお願いいたします。

長田委員どうぞ。

○長田委員 先ほどもお示しました品川委員からの意見のところにも書いてありますが、損害賠償制度の導入の検討についてお伺いしたいと思います。

4月21日の内閣委員会で民主党さんからの御質問に対して、山口副大臣が損害賠償制度の検討も始めると。早急に始めていただきたいがの問いに、その方向で考えたいと回答しておられると。私自身は傍聴できませんでしたが、報告を聞いております。その点について、どういうふうなスケジュール化していく御予定なのかということですか。

田村委員からも出ておりますけれども、やはり消費者団体の支援の部分が薄いのではないかと御指摘が出ておりますけれども、それについては国会の中でも話が出ていると思っておりますけれども、その辺のスケジュール感についてもお話を伺いたいと思っております。

○山本座長 お願いします。

○内閣府 山口副大臣からそういう答弁がございまして、その後、猪口大臣から別の答弁もありまして、いずれにせよ今国会、これから参議院でもいろいろ審議がございまして、損害賠償制度の扱い方については、今後の国会の審議を踏まえて、我々としてはその後更に検討したいと思っております、今の段階で損害賠償を検討しますというのは、ちょっと申し上げられないと思っております。

もう一点は、消費者団体への支援です。これにつきましても、今いろんな審議の中で提起されている問題でございまして、なかなか政府が直接的に支援する、税金を投入するということであると、またいろいろ政府の方で口を出すというような問題点も他方であ

ります。

1つは情報提供の面です。先ほども少しP I O-N E Tのお話がありましたけれども、そういう情報収集コストというものをできるだけ負担を下げていくとか、いろんな会員の方、国民一般の中で適格消費者団体というのが認知されれば、会費収入プラスいろんな寄附とか、そういった面での環境整備といいますか、政府としても役立つようなことをバックアップしてということで、何とかそういったものを円滑に機能させていきたいと思っております。

○山本座長 ほかにございますか。原委員、お願いします。

○原委員 長田さんの発言に尽きているとは思いますが、法案自体の問題が、今ちょうど国会で非常に加熱した議論が展開をされているということなので、こちらとしてはこの場で今後のことと、バックアップ体制を是非お願いをしたいと考えております。

損害賠償請求については、是非検討をということなのですが、もう一つ法律の範囲を広げて、特商法、景表法についてもということが基本的計画の中には盛り込まれておりますので、他の省庁に関わりますけれども、ここについての働きかけのようなものは、今、どの程度行われているかということをお伺いしたいと思います。

それから、今日は貸金業懇談会の中間整理がお手元に配付されておりますけれども、一番最後のところで消費者の申し立てによる不当利得の吐き出しについても、踏み込んだ書き込みをしております。これについては、金融庁の中でも今後検討課題として挙がってくる可能性が非常に高いので、私は内閣府としても不当利得の吐き出しも含めて、損害賠償プラス不当利得吐き出しというところまで検討を進めていく体制ということと、これは追加意見みたいなことになってしまうんですけども、是非お願いしたいと思います。

○山本座長 何かお答えになりますか。

○内閣府 今の国民生活審議会でもどこまでできるのか、次期審議会のテーマになっていくのか、その辺のところは、皆様方の御意見を聞きながら決めていきたいと思っております。

個人的には、非常に興味のあるテーマではあるので、かつO E C Dなどでも、最近そういった議論が盛んになされております。やり得をいかに防ぐか、そういったことも非常に大事な課題だと思っておりますので、そういった問題を勉強していきたいと思っております。

○原委員 特に回答をお願いしたいのは、特商法と景表法への働きかけをなさっていらっしゃるかどうかです。

○内閣府 一応今の計画の中で、公正取引委員会さんの方は検討するということになっていたかと思っております。

警察庁の方は、特に計画の中では明記されていないんだと思いますけれども、以前の司法制度改革計画といったものとの関連があると思いますので、直接私が答えるわけにはいかないんですが、この評価の場で、またそれぞれの省庁からお聞きいただければいいのではないかと思います。

○山本座長 ほかに御意見はございますか。大村委員、どうぞ。

○大村敦志委員 2点ございます。

今、各委員から損害賠償の話をとということで、今後に向けて取り組んでいただきたいということがございました。一般論として、私もそれを御検討いただくということはよろしいのだろうと思えますけれども、現在審議中の差止訴訟との関係で、損害賠償というのがどういう位置づけになるか。損害賠償と一口にいいますが、幾つかのタイプの仕組みの作り方がありますので、それは制度の整合性を保つために、実効性も勿論重要なんです、十分に御検討いただければと思います。それが第1点です。

今後の取組みに関するんですけれども、これから政令ですとか内閣府令などを定めていくということになるかと思えますけれども、まず本当は法律そのものについて申し上げるべきなんですけれども、できるだけ一般の人々が見てわかりやすいものをつくるということ、特に内閣府の立法では心がけていただきたいと、一般的に要望させていただきます。

先ほど金融庁の方がおっしゃっていましたが、最近のものは法律も物すごく細かな規定が長く置かれまして、政省令になりますと、更に物すごく詳しいものが置かれるという立法が主流になっておりまして、我々法律家も要綱段階で議論したものと比べて、法案になりますと、戸惑うということがしばしばでございますので、これは立法全般に関することですけれども、特に内閣府では法律の平易化というものの先頭に立つようなことでお考えいただければと思います。

○山本座長 要望ということでよろしいですか。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

もしよろしければ、これも同様でございますが、また委員の方から追加意見、その他が出されることが考えられますので、その際は5月12日までに御回答いただくようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(消費者団体訴訟制度関係説明者【番号6】退室)

(消費者からの苦情相談関係説明者【番号7～8】入室)

○山本座長 続きまして、第3のブロック「消費者からの苦情相談の活用〔2施策〕」につきまして検討をしてみたいと思います。

本日は、内閣府国民生活局の消費者企画課長の服部さん。

国民生活センターの総務企画部企画調整課長の福島さん。

内閣府の国民生活局消費者企画課国際室長の藤崎さんにおいでいただいております。

そのほか、厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会からも担当の方にお越しいただいております。後半のお名前を読み上げなかった方は、後ろの方に控えておられるということですので、必要性に応じて適宜お答えをいただければと思います。

それでは、内閣府の服部さんの方から御説明をお願いします。

○内閣府消費者企画課長 服部でございます、よろしく願いいたします。

お手元の資料の2-3、番号の7の施策につきまして御説明させていただきます。施策の内容は、ここにありますように、国民生活センターから政策提言を行い、政府は、これを踏まえ、消費者政策会議関係委員会議、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催することなどにより、消費者トラブルの防止に当たるということをごさいます、17年に連携の仕組みを構築するというものをごさいます。

実際に、この仕組みにつきましては、17年度の12月に決定をしておりますが、決定することを先取りするような形でごさいますけれども、こうした規定を念頭に置きまして、悪徳住宅リフォーム問題には、関係省庁一体となりまして、国民生活センターからの参画もいただきまして、消費者政策会議関係委員会議、担当課長会議、こういったものを機動的に開催してまいりました。

仕組みの構築に関しましては、ここにございますように、12月に国民生活センターと関係行政機関との「連携の強化について」というものを決定いたしました。

決定の本文は別添という形で添付させていただいております。

主なポイントでございますが、連携の重点につきましては、関係省庁が多岐にわたるもの、こうしたものへの対応に重点を置くということをごさいます。苦情相談の急増など、多数の消費者に影響が及んでいるもの、おそれがあるもの、安全面で人の生命、身体、財産、こうしたものに重大な影響が及んでいるもの、等でごさいます。

連携の具体的な手順でございますが、国民生活センターからその政策提言におきまして、苦情相談の実態というものを明示していただきまして、その消費者トラブルの防止に向けて考えられる対応の方向性について御提示いただく、勿論、これらは公表ということにしております。

内閣府の方では、いただいた政策提言を踏まえ、次のとおり対応するというごさいます。すなわち、関係府省庁が複数にわたるもの、これは連携の重点でもございますが、関係省庁担当課長会議を開催し、対応方針について協議する。

その他のものにつきましては、所管の省庁に対して連絡するというごさいます。

こうした政策提言のフォローアップということで、国民生活センターから政策提言等に係る苦情相談の推移等について適宜情報提供をしていただくということになっております。

今までの政策提言の状況、12月からまだ3か月程度でございますが、4月10日に3つの政策提言について御提示をしていただいております。

「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性」「有料老人ホームをめぐる消費者問題に関する調査研究」「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」でございまして、報道発表等で皆様も御案内のとおりかと思っております。

これらに関しまして、現在の対応状況というものを右の欄に書かさせていただいております。関係団体への通知、指導。それから、有料老人ホームに関しましては、重要事項説明書の交付の義務づけ等、所要の措置を講じております。

また、多重債務問題につきましては、先ほど金融庁から御説明があったようなことご

ざいます。

今後とも決定いたしました国民生活センターと関係行政機関との「連携の強化について」に基づきまして、国民生活センターと関係行政機関との連携強化に当たってまいります。

以上でございます。

○山本座長 それでは、続きまして、藤崎さんの方からお願いします。

○内閣府消費者企画課国際室長 番号8の方に進んでよろしいのでしょうか。

○山本座長 7の方は、今、まとめて御説明になったということでしょうか。

○内閣府消費者企画課長 はい。

○山本座長 わかりました。失礼しました。では、藤崎さん、お願いします。

○内閣府消費者企画課国際室長 では、番号8番の施策について御説明させていただきます。

説明資料本体の次に、このテーマになっております「eConsumer.gov」のイメージ図を付けてございます。皆さん御案内とは思いますが、ちょっとおさらいで簡単に触れさせていただきますと、このイメージ図にございますように、このサイトは、大きく分けて2つの部分からなっております。

まず1つは②の部分で、消費者向けの参考情報を提供するページでございます。このプロジェクトには、国際的なネットワーク ICPEN の主要国が参加しておりますけれども、その参加国における消費者保護機関の概要や連絡先、オンラインショッピングをする際のトラブルの解決方法またはトラブルの回避に役立つ情報、その幾つかの例はここにございますように、トラストシール、代金決済サービスあるいは支払いカードの保護条件、また裁判外紛争処理サービス提供、それからいろんな注意点、国境を超えたオンライン関連ショッピングの苦情の傾向などを掲げてございます。

もう一つの部分が③のところですが「苦情情報の提供登録フォーム」というところがございます。これは、このサイトをごらんになった消費者の方で、実際に国境を超えたオンライン関連取引でトラブルがあった場合のトラブル情報を書き込んでいただける様式がございます。それに書き込んでいただくと、苦情のデータベース、右側の方になりますが、ここに取り込まれて蓄積されると。

ただ、このデータベースにアクセスできますのは、個人情報の関係もございまして、参加国の認証された法執行機関のみでございまして、我が国の場合には、今回一緒にここに並んで出席されています、公正取引委員会と経済産業省の方でアクセス権限を確保されています。

このような概要でございますけれども、説明資料の本文に戻りまして、まず経緯を申し上げますと、先ほど申し上げたように、ICPEN（アイスペン）というところで、この「eConsumer.gov」のプロジェクトが開始されておまして、現在、20か国の政府機関が参加しております。スケジュールでございますが、「eConsumer.gov」は、現在、英語などでサイトが記載されておりますけれども、その主要部分についての和訳作業を終了いたし

まして、かつサイトに登載できるようなHTML形式の電子データに変換したところでございます。また、作業の状況については、ICPEN会合でもお知らせしているところでございます。

評価・監視の方ですが、進捗の状況としましては、現在はHTML形式の電子データをサイトを管理・運営しておりますアメリカの連邦取引委員会の方に電子データを送りまして、このサイトに登載していただくように作業を依頼しているところでございます。

有効性でございますが、当該サイトの中身は、先ほど申し上げましたように、(1)のとおり消費者に有益となる参考情報を提供することです。

(2)の方ですが、消費者の方が逆に苦情情報を記入することができる様式部分になっておりまして、日本語サイトが実際に運営開始になれば、この「eConsumer.gov」の多言語化、それから実際にこのデータに収集・登録される情報の多元化というものに貢献できると考えております。

それから、当然、関係省庁とこの作業については連携して行っているところでございます。

今後の取組みですけれども、日本語の当該電子データが、このサイトに登載された段階で、まず私どもの方で、実際にそれがちゃんと見えるような形になっているかどうか、試験確認を行います。その後で、一般への公開と周知を行う予定でございます。当然その際にはICPENといった国際的なネットワークを通じて、各国の当局等に対してもお知らせするつもりでございますし、また、登録データにアクセス権限のある法執行機関において、サイトに登録される、我が国に関するトラブル事例、それは消費者が日本人であることもあれば、問題となる相手先企業が日本企業であることもあると思いますが、こういったトラブル事例が蓄積されるのを待って、法執行への活用について検討を行う予定ということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。質疑応答に移りたいと存じます。御意見、御質問のある方は御発言をお願いします。

山口委員どうぞ。

○山口委員 本当に有意義な情報提供あるいは連携がなされていることは評価したいと思うんですけれども、私の方で本日提出させていただきました資料6-2の中にも盛り込ませていただきました。私自身、アメリカに何回か行って非常にカルチャーショックを受けたんですが、いわゆる自動車の欠陥とか、あるいは薬品について、こういう薬品を使ったらちょっと問題が起こったとか、そういう情報を消費者がだれでも見られるような状態に置かれて、ちょっと問題をかかえ人たちが、容易にその情報にアクセスできるような、そんな体制になっているわけですね。

これは、6-2の冒頭で、クレーム情報への消費者のアクセスの確保についてということで、意見を述べさせていただいておりますけれども、やはり国民生活センターあるいは

各地の自治体の消費者センターなどに寄せられるクレーム情報、あるいはトラブル情報は、本当に我々消費者にとっても非常に貴重な情報源だと思うんです。 どうしてアメリカと日本で、これほど消費者情報に対するアクセスの取扱いが違うんだらうかというのが不思議ではないんですが、恐らく日本の行政庁の場合には、これがいわゆる事業者への名誉毀損あるいは信用毀損になったらいろんな損害賠償その他の扱いで困るということが危惧されるために、取扱いが非常に慎重になっているんだらうと思うんです。ですからこれは立法上の措置が必要ではないのかなど。消費者トラブルは、事実ではなくて、そういう消費者トラブルがありますよという情報にすぎないんだということを立法上も確認した上で、行政庁としては、そういうものを開示するシステムを確立すれば、安んじて国民生活センターや消費者センターも出したいけれども、名誉毀損や信用毀損で訴えられたらかなわんからということで、おじけづいておられるんだと思うので、立法上の何らかの対応措置ができないんだらうかというふうに私は思うんです。

これは、外国でできている話ですから。日本の消費者がアメリカの当局の情報をインターネットで入手することの方が可能なんです。日本の情報は入手できないけれども、アメリカの情報は入手できるという非常にいびつな状況になっておりますので、これは何回言っても実行できないので、やはり立法上の対応を考えていただけないんだらうかというのが非常に強い希望です。

それから、国民生活センターの3つの提言については、非常に高く評価したいと思うんですけれども、やはりこれは10年前のオウム真理教の問題、あるいは靈感商法の問題でもそうなんですが、消費者センターなどに寄せられる情報が他の省庁に全く入っていないとか、あるいは最近では、サプリメントやその他で健康被害をもたらすような、わけのわからない薬品まがい、健康食品まがいのトラブルが多発しているわけですが、恐らく厚生労働省の薬品あるいは医療を扱っている部門には、その情報は入っていないんだらうと思います。そのあたりの連携をより充実するような体制を是非お願いしたいと思います。

○山本座長 原委員、引き続きお願いします。

○原委員 済みません、関連しての質問なので、付け加えてお願いしたいと思います。

一般の情報へのアクセスということなんですが、国民生活センターなりが、それから各省庁なりが判断した情報でしか提供されていないというところがあるわけなんですけれども、一方で情報公開法に基づいての情報開示請求というのが消費者からはできるということになるんですが、これを使ってみると、例えば国土交通省は自動車の不具合情報というのを収集していらっしゃるんですが、莫大な生データが入っているわけです。それはすごい膨大な数なんですけれども、もう少しきちんと精査して使える形にすれば、一般消費者への情報提供にも使えるし、それから実際にリコールに当たるのではないかということにも使えるのではないかと思うんですが、何かとてももったいない集め方をしているんじゃないかというのが1つあります。

もう一つは、国民生活センターの情報なんですけれども、私が外国為替証拠金取引につ

いての被害実態を知りたいということで連絡を申しあげたら、開示はできないと。情報公開を使って請求してくれというので請求したんですが、1件について52字しか開示をされないんです。52字では本当に読み取ることが難しく、ただ52字も一生懸命書かれた方としてはエッセンスで書かれていらっしやったので、それを分類して金融庁なりに持っていったという経緯がありますけれども、私は一般への方がアクセスしたときに、今、山口先生がおっしゃられたように、もっと使える形での情報提供を工夫していただきたいということ。

それから、こういった情報公開の請求をしたときに、これは消費者の団体訴権とも絡みますけれども、やはり使える情報として提供できるような仕組みを、是非構築をしていただきたいと思っております。

今、ようやく連携を取られたところのようではございますけれども、それぞれ工夫をなさっていらっしやる点があれば、重ねて御回答いただきたいと思っております。

○山本座長 それでは、関連ということでございますので、岳野委員からも御発言をお願いします。

○岳野委員 番号2の施策のときに、堀田審議官からいただいたことで、済みません、まだこだわっておりますけれども、P I O - N E Tの情報なんですが、連携という意味で、苦情相談の活用という意味では、金融庁とか経産省の方がやはり紙で経産省がいただいと、やはり一人ひとりの相談の方を救済するというのも勿論大事なんですけれども、やはり特商法とか、割賦販売法とか、貸金業法を持って、処分権限を持っていらっしやるところに、やはりデータをお渡しすれば、それが20倍、30倍になってくるわけございまして、やはり被害者の数とか、いろいろなものについては、電子データでというのが、今の社会ではある程度常識のような気もいたしますが、そこら辺、どういう障害があつてP I O - N E Tが、例えば経産省の特商法の処分部隊に渡らないのか、そこら辺について、ちょっとわかりやすく御説明をいただけたらという気がしております。

東京都の場合、P I O - N E Tなりメコニスの情報を処分しているものが毎日のように電子データで見ながらやって、処分の対処を見つけておりますので、そこがないと、処分ができないというのは当たり前の話でございまして、それがいただけなかったら、国の権限で処分をするというのは、なかなか難しいかなと。

先ほど番号の2でも申しあげましたけれども、東京都で幾ら処分をしても、ほかのところについて荒稼ぎをして、幾らでも被害者は増えていくという状況もございまして、そこら辺をちょっと教えていただければと思っております。

○山本座長 これは、国民生活センターの方からお願いします。

○国民生活センター 現在のP I O - N E T情報の行政機関等への提供という形につきましては、私どもの方で情報提供規定みたいなものをつくって、一応管理をしながら提出するというようにしております。

その考え方としましては、やはり相談情報というのを基本的にいろいろな相談者の方の

話というのは、それを活用する方からすれば、非常にそれで悪いものを取り締ったりできるという面の反面、相談の方としては、自分自身のことで余り外に出されたくないという相談も勿論あるということで、そこは一応集めていただいた情報は管理するところできちんと管理をして、それで不用意な話で出ていかないようにしないと、各消費生活センターの方からも、そこは信頼関係で出していただいているということですので、管理の規定について決まりを決めて出しているということにしております。

それで、特商法の取締りができないとおっしゃるところは、勿論そういうことがあってはならないわけで、集まった情報については、十分に活用していただくということは、勿論国センの方も十分認識しております。

今、紙でとおっしゃったんですけれども、紙でやっているわけですから、必要な情報につきましては、国センの方は十分提供させていただいていると認識しております。

行政機関の方で、年間六百数十件の情報開示の要請がありますけれども、経産省さんの方は300件以上提供させていただいて、我々としては情報の提供が不足しているから、何か取締りに支障を来しているというふうには認識しておりませんので、非常に短期の期間でたくさん情報を出させていただいているということです。

それで、電子で出すかどうかということも、ここも情報の管理ということと関係してくるんですけれども、我々の方は独法の機関にP I O - N E Tの情報を出すときも内部で決済を取りまして、もしそれがどこかから一般に漏れるようなことがあった場合には、番号等でチェックしてここから出たかということは追えるようにしております。

そういう管理の観点からいまして、現在のところは、紙で提供させていただくという考え方でやらさせていただいております。

○山本座長 では、岳野委員。

○岳野委員 済みません、こだわりますけれども、都内だけでも20万件の情報を東京都と下の市町村では、メコニスというP I O - N E Tの小さなシステムの中で共有させていただいているんです。300件の中で、御要望もありましたけれども、私は全然経産省の味方をする気はないんですけれども、やはりちょっと処分という意味では限界があるのかなという気がしております、私どもは20万件の中から見つけても処分案件はなかなか見つからないというか、うまくいくケースばかりではないんです。

ですから、そこら辺は経産省だけではなくて、行政機関は守秘義務もございますし、個人情報については、アクセスできないような形での提供というのも考えられると思いますので、団体訴権も入りますし、そこら辺のところの工夫をしていただけたらと思います。

○山本座長 ほかに、先ほどいただいた委員の御質問の中で、ほかの省庁で御回答等はございますか。特によろしいですか。

では、委員の方から更に。

○原委員 国民生活センターからの行政への提供の話と、電子媒体の話がありましたけれども、団体訴権のことも考えると、消費者団体への情報提供の在り方というのは、これは

内閣府とも相談をしながらなのかもしれませんけれども、ちょっと一般消費者並みの 52 字ではとてもあれだと思いますので、何か先へ進んだ検討をなさっていらっしゃるのかどうか、御回答いただきたいと思います。

○山本座長 これも国民生活センター。

○国民生活センター 今、正直申し上げまして、具体的にこうというお話のできるほどの検討はしておりません。

団体訴権の方につきましては、内閣府令の方で情報の出し方等につきまして、詳細を決めていただくということになっておりますので、その法案成立後の内閣府令の規定を見せさせていただきまして、それで検討していきたいと考えております。

○山本座長 よろしいですか。ほかに御意見がおありの方はどうぞ。

長田委員どうぞ。

○長田委員 先ほどの岳野さんの話に、一応、私も意見として申し上げておきたいんですけども、国の機関がいろいろ持っていらっしゃる、ほかの省庁が持っていらっしゃる相談情報も国民生活センターのところにきちんと一緒に入れていって、それがちゃんと取締りに役立つという新しい形の情報共有の形を是非検討を始めていただきたいと思います。

先ほどのお話の中でも国際的にそういうふうな形というのも必要だということを認識していらっしゃる、まず国内から是非始めていただきたいというのが、強い要望ですので、すぐにそれを入れるのは難しいのかもしれませんが、まず検討から始めていただきたいと思います。

○山本座長 では、原委員どうぞ。

○原委員 たくさんの情報提供、経済産業省にも年間 300 件とおっしゃられたんですが、例えば 1 つの事例とか案件についての情報提供をなさっていらっしゃるように思うんですが、例えば今の割賦販売法を改正して、販売信用法にいけないかということで、クレジット取引に焦点を当てて、国民生活センターの情報も提供していただいてということをお願いをしたりしているんですけども、そうすると、悪い加盟店が悪いことをしたという情報は出てくるんですけども、そこでクレジット会社、信販会社が、どういう行為をしたのかというところが、うまく相談のカードというか、フォーマットでつかみ切れないというようところがあって、私はもう少し問題意識を持って、相談カードとか、相談のフォーマットをつくっていらっしゃるのと、ある程度問題点が抽出できるのになと思うようなものがあります。

それから、不招請勧誘の禁止規定についても、これは消費者基本計画に掲載をされていて、たしか平成 19 年度までに一定の結論を得るという書き方になっていると思いますが、不招請勧誘の禁止についても、こういった行為が実際の取引の中でどれぐらいあるのか、原因としてどれだけ働いているのかというのを調べようと思っても、国民生活センターのデータは、こういう被害があったという案件で整理をされているので、その入口のところについての記述が欠けていて、なかなか使えないというところがあって、私はなかなか使

えないというデータとして、申立者個人への配慮というのものもあるのかもしれませんが、具体的に使いにくい相談カードとかフォーマットというのも背景にあるように思っていて、少し問題意識が、もう少しタイムリーに反映できるような情報収集の仕方というのをちょっと工夫されて、現場に下ろされたらどうかなということも考えておりますので、是非それを御検討していただけたらと思います。

○山本座長 これは、何かございますか、御意見ということですか。

○国民生活センター 承りました。

○山本座長 ほかに、御意見、御質問はございますでしょうか。

まだ時間は若干残ってございますが、特にございませぬようでしたら、更に委員から追加で御質問等が出される可能性がございますので、その際には事務局の方から各省庁に御回答をお願いすることになると思います。その際には、5月12日の金曜日までに御回答をしていただきたいと思います。それを踏まえて、私どもの作業を続けてまいりたいと思います。

服部さん、何かございますか。

○服部消費者企画課長 1点御説明をさせていただければと思います。

資料3というもので、消費者からの苦情相談の活用に関連いたしまして、新たに追加する具体的施策というものを御提示させていただいております。

背景のところから御説明させていただければと思いますが、高齢者の消費者トラブルが深刻化している中で、消費者問題についての情報というものが必ずしも高齢者やその家族、周りの方々に届いていないという問題意識でございます。消費者生活相談の現場と高齢福祉の現場とをつなぐネットワークを構築して、トラブルの防止、早期発見等に当たる必要があるということでございます。

具体的には、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を、日ごろから高齢者に接している民生委員の方々、ヘルパーの方々等へ迅速に届け、普段の活動の中で注意喚起等に利用していただくというものでございます。高齢者本人や、その家族の方々へもこうした情報を迅速に届けていくものです。

お手元に「高齢者の消費者トラブルの防止に向けて」というものがございます。

この施策は、福祉関係団体、消費生活関係団体、関係省庁等と一緒にしまして、高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会というもののなかで詰めてまいったものでございます。

今、申し上げたことのイメージというものが、恐縮でございますが、11ページにございます。

消費生活相談の現場、特に消費生活相談員の方々の知見、経験等、こうしたものは、非常に注目すべきものであるというふうに考えておまして、ここに書いてありますようなことが出てきた場合には、警戒を要すると思われる事例として随時内閣府の方にメールで送っていただく。

そして、いただいた多数の情報の中から、抽出、編集し、随時メールで高齢福祉団体に

お送りする。また、都道府県政令指定都市、関係省庁等にもお送りするというごさいまして、高齢福祉団体からは、既存の情報チャンネルを通じまして、高齢者の周りの方々、高齢者やその家族へ伝達していく。

また、ご希望の方にはメルマガ方式ということで、見守り新鮮情報を随時、携帯電話、パソコンを通じてお送りすることとしています。

何か問題が生じたら、こうした高齢者やその家族、高齢者の周りの方々が、苦情相談という形で、各地の消費生活センターに相談に行くということで、1つシステムとして回っていくというものでございます。

2ページめくっていただきまして、13ページにどんな情報かということで、情報例ということで、これは1つの例でございますけれども、新手の振り込み詐欺等、新しい手口はいろいろ出ておりますし、いろんな課題もあると思いますので、随時、こういう形で情報提供していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山本座長 これは、せっかく御説明いただきましたので、新たに追加する施策ということでございますが、何か御意見、御質問がありましたら、お受けしたいと思います。

長田委員どうぞ。

○長田委員 こういう情報提供をどんどんしていただくのは本当にありがたいと思うんですけども、何ととっても取り締まっていたいて、とにかくつぶしていったいだきたいんです。

イタチごっこで、また新たな手口、新たな手口と来るので、防衛も当然必要なんですけれども、これはこういう新たな手口の情報を、被害者になるかもしれない方たちに流すというのもあるんですけども、その情報を取り締まる方のところへもどんどん流していただいて、とにかく闘っていただきたいというのが、切なるお願いです。

○服部消費者企画課長 とりまとめの中でも、こうした情報というものの、各地の消費生活センターから提供された個々の事例も含めて、経済産業省にお送りするというふうにしております。こうした事例を特定商取引法の執行に活用するというを明文化しております。また、今回はオブザーバーとして入っていただいたんですけども、警察庁へも随時御提供していくこととしており、必要に応じて適宜活用していただけると認識しております。

○山本座長 どうもありがとうございました。ほかに本件について、原委員どうぞ。

○原委員 私も少し江東区で介護保険のトラブルの苦情の解決をしているのを第三者評価するようなお手伝いをしているんですけども、介護保険がスタートした当初は、介護保険についてのトラブルというのは、多かったわけなんですけれども、最近、消費者トラブルがかなり入ってきていて、こういった情報を非常に貴重だと思っていらっしゃるというところがありまして、地元で、これも東京都の消対審の前回の報告書の中にも盛り込んであるんですけども、地元の消費者センターと、そういった介護をやっているセ

クシオンと連携をしてこういう情報を流して、何かもう少し詳しい話が聞きたければ、話しに行けるというようなフォローアップの仕組みというんでしょうか、それもちよっと併せて考えておいていただけると非常に効果的ではないかと思しますので、よろしく願いいたします。

○服部消費者企画課長 連絡協議会の中で、やはり市区町村、集落・学区・校区といった小地域での連携というものが非常に重要ではないかという御指摘がございました。今回、ここには書いておりませんが、とりまとめの中では特色のある見守り活動を行っているような地域、高齢者見守りのまちということで、こうした事例をいろいろ集めまして、みんなで情報共有しようとしております。その中には、今、おっしゃられたようなフォローアップの仕組みというのもあるかと思うんですが、そうしたいろんな特色ある取組みというものを情報共有できるようにしていきたいと考えております。

○山本座長 よろしゅうございますか。ほかに、よろしいですか。

それでは、各省庁の方はどうも御苦労様でした。

どうぞ。

○原委員 せっかく各省庁が見えていらっしゃるので、昨夜、私は今日お見えになっていらっしゃる省庁はほとんどだと思いますけれども、ホームページを全部見させていただきました。

消費者からアクセスをして、情報にたどり着けるか、苦情相談のようなどころに行けるかというところを中心に見させていただいたんですが、各省とも消費者という言葉を使っているところもありましたし、暮らしという言葉を使っているところもありましたし、それから厚生労働省は個別の事案ごとにブロックを分けていらっしゃるような形をとっていらっしゃって、やられていらっしゃることの情報提供の部分については、トップのページのところからある程度わかるようになっていたんですが、消費者からの意見を吸い上げたり、それから苦情という点では、まだまだ不十分というふうにも感じましたので、是非消費者への情報提供と併せて、消費者からの情報とか意見とかを聞けるような仕組みをトップからわかるようにしておいていただけたらと。

それは、内閣府の消費者の窓から各省庁、それは行けるようにはなっていますけれども、その辺りでうまくリンクを貼っていただけたらと思っております。

○山本座長 それでは、各省庁の方々、どうも御苦労様でした。

(消費者からの苦情相談関係説明者【番号7～8】退室)

○山本座長 引き続きまして、残されました午前の時間で、次回のワーキンググループの審議の進め方、それから新たな具体的施策の御提案がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

次回のワーキンググループの審議の進め方に関しましては、本日、午前中に取り上げたこれらの項目、非常に多岐にわたっておりますので、ある程度メリハリを付けるとか、重点分野等を絞るといようなことも考えられましようし、私どもの作業も効率的かつ実効

的なものにするために、いろんな御意見をちょうだいしたいと思います。

また、午前中のテーマに関係して、新たな施策の御提案がありましたら、その御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

原委員どうぞ。

○原委員 幾つか私から意見を提出して、今日、配布をしていただいているので、また後で見ていただきたいんですが、午前中の審議を通じてなんですが、一番緊急、そして大きな課題としては、割賦販売法の改正、そしてそれを販売信用法にしていって、統一消費者信用法制、やはりこの道筋を付けるというところを是非大きな課題として提出をしていただけたらと思います。

松本先生からも途中で、消費者金融の事業者、これが東京都に登録をして事業者になって、それから割賦販売法の方では、特に登録もなくだれでもやれるので、その辺りの法のすき間をねらって暗躍をしているという状況もありまして、それからクレジット取引というのがすごく広がってきている。いろんな決済の場面にクレジットが登場してきていまして、私は余りタクシーに乗らないんですけども、一昨日はどうしても乗らなくてはならなくて乗ったら、タクシーの窓側のところにカードでの支払いをやりませんかと書いてあって、7つのカード会社のステッカーがばっと張ってあったんです。

すごく決済の場面にクレジットが登場してきている。だから、これは以前よりは膨大な広がりを持ってきているという感じもありまして、そのことから考えても、私は販売信用法、それから統一消費者信用法制というところを是非明確に、消費者基本計画は5年計画で構成をするわけですので、俎上に上げていただきたいと思います。

○山本座長 ほかに御意見はございますか。

山口委員どうぞ。

○山口委員 資料6-1、6-2で、私ども日本弁護士連合会の消費者委員会が検討している中から、私の責任でとりまとめさせていただいたものを出させていただきましたし、今日の午後も架空請求や、あるいは住宅リフォーム問題、あるいは耐震構造の偽装問題についての議論は時間がかかるわけです。

若干それから漏れている部分について、幾つか指摘させていただきたいと思うんですが、違法収益の剥奪の問題が既にもう議論されているのかと思いますけれども、今、緊急の課題としましては、年間200億円もの振り込め詐欺事件が現実には発生しておりまして、これについては、銀行の方が対応して、被害者が気が付いた場合には、加害者の方にお金を払い戻しさせないという形で、銀行の預金として凍結する取扱いはしていただいているんです。

ところが、振り込め詐欺の被害になるおじいさん、おばあさんはほとんど田舎に住んでいるわけですが、田舎に住んでいるおじいさん、おばあさんが、主体的に銀行に出向いていって、私の振り込んだお金だから返してほしいということがなかなかできない。あるいは田舎に住んでいるおじいさん、おばあさんが、都市部にいる弁護士に具体的に依頼をし

て、自分が振り込んだ 30 万、50 万、100 万を銀行から取り戻すという法的手続をやるのがなかなかできない。

そういう状況の中で、銀行は銀行で凍結したお金が何十億円も眠っていて取扱いに困っているし、他方で被害者の方が泣き寝入り、勿論、犯人の方に行かないというところではいいわけですが、収入を得たお金をどうするかというのは、とりあえず立法的な解決を含めて、必要な解決を迫られております。

これは、弁護士会としても、具体的に法務省と協力して、犯罪被害、あるいは違法収益の剥奪の政策を考えなければいけない状況に来ているとは思いますが、具体的に振り込め詐欺で、振り込まれたお金をどうするのかと、この辺は早急に検討していただく必要があるのではないかと思います。

それから、ちょっと先ほど申しました薬品まがい、医療まがい行為についてですが、これは昔からガマのあぶら商法で、いわゆる怪しげな薬品など、あるいはわけのわからぬヒーリングで難病が治るといことで、不法なお金を取る、あるいは近代医療にアクセスする機会を奪うということは前からあったわけですが、先ごろのインターネット情報の隆盛の中で、社会の片隅で小さくやっていた、いわゆるガマのあぶら売りとか、あるいはわけのわからぬヒーリングがインターネットでだれでもアクセスできる、全国情報でアクセスできる状況になってしまっているわけです。

そういう中で、がんセンターでも見離された末期癌のお年寄りが何かないだろうかということで、いろいろやってみると、いわゆる末期がんでも治るような、そういうインターネットのホームページにたどり着いて、法外なお金を取られるとか、あるいは私自身関わっているわけですが、糖尿病などの病気がある自然食品を使っていれば、治るんだと、近代医療は必要ないという形で、頼り過ぎて死に至るといようなケースが増えてきております。この点私どもで調べてみても、いわゆる薬事法違反あるいは医師法違反の行為とは一体どこまでを差すのか、それについての制裁はどうなっているかというところは必ずしもはっきりしないところがあります。これは早急に検討して立法上、運用上整備していただく必要があるのではなからうかと思います。

それから、先ほどの話でも恐らく出たんだと思うんですが、金融機関、1つの窓口で投資信託も買えれば、生命保険も買えるという窓口の多様化がなされているわけですが、それがどうしてもお年寄りのおじいさん、おばあさんが、わけのわからぬ商品を、いわゆる押し付けられたとまでは言わないにしても、銀行員が勧めているんだから、証券会社の証券マンが有利と言っているんだから間違いないだろうということで、やってみたらトラブルになってしまったと、そういうような件が増えております。

こういう場合に、勿論弁護士としての紛争処理能力の増強もしなければいけないわけですが、やはりいろいろ金融トラブルについての紛争処理機関をもう少し充実する必要があるのではないかと。

イギリスでは、相当第三者機能的な充実した紛争処理機関があると報道されております

し、私どもも調査に行って感じております。日本の業界団体がつくっている紛争処理機関や役所なんかには置かれている苦情処理の受付の窓口は、どうしても第三者的な機関とは違って、トラブル処理が極めて不十分な形でしかなくないと思います。

その意味では、第三者機関的な紛争処理機構をより充実する。特に規制緩和の中で金融商品がいろんな形で多様化しているわけですから、これについての工夫を早急にする必要があるのではないかなと思います。

その際に、法律上、いろんな規定ができて、適合性に反する勧誘はいけませんとか、あるいは証券取引法の関係で言えば、ライブドアで話題になっておりますように、うその情報を提示してはいけませんと、提示した場合には、損害の責めに任ずると書いてあるわけですが、損害の範囲がどこまでなのかということが、これは司法的な判例の集積もまたれるところではありますが、どこまで責任を負わせたらいいのかということが、裁判所も弁護士も恐らく紛争処理機関としてもなかなか難しいところがあると思うんです。

立法上の解決もなかなか難しいところがあると思うんですが、損害賠償の範囲をできるだけ立法的に、あるいは運用上の工夫ではっきりさせないと、紛争処理機関をつくっても、どこまで責任を負わせるかというところで難しいところに逢着してしまうということになるかと思っておりますので、第三者的な機関の紛争処理機構を充実させるとともに、損害賠償の範囲などについても、より明確にするという工夫が必要ではないだろうかと思われま

す。

あと、ほかのところは機会があると思いますので、とりあえずそういう点について緊急に考える必要があるのではないかということです。

○山本座長 どうもありがとうございました。では、原委員。

○原委員 今、山口先生がおっしゃられたとおり、そのように思って、さっき金融庁の方がお見えになっているときに、金融トラブルの話はしたんですが、担当の方ではなかったもので、余りと明快な御回答がなかった分ですが、是非お願いしたいと思います。

2つあるんですが、1つは、法テラスがこの秋からスタートいたしますね。この法テラスができることで、各地の消費者センターとの連携のようなどころでの苦情の解決ということに当たると思いますが、まず、この法テラスとの連携、活用の仕組みというのも私は課題としてちょっとあると思っておりまして、とりわけ貸金の部分で、ここの法テラスとか、消費者センターを尋ねる人たちがかなりのボリュームであるのではないかというのが、ちょっと実験的な事業の中では見えていますので、これも自治体を核にして法テラスとか、消費者センターとかで多重債務の救済のために何ができるかという辺りを1つ課題として置いていただきたいと思います。

2つ目は、私の追加の意見で出しているんですが、特にこれからの高齢社会というところで、有料老人ホームの問題です。

これまでは人数制限があって、たしか人数は9人以上が有料老人ホームとなっていましたけれども、人数要件が外されたので、すべてお年寄りを集団で食事を出し、それから住

まいを提供しということが有料老人ホームの中に入ってくるとなると、雨後のタケノコのように大変増えてきておりまして、とりわけこの表示とか、契約の在り方とか、総合的に消費者として取り組む必要があると思っていますが、まだ非常に不適切だという感じがあります。

それから、契約をして、今回、3回というクーリングオフの規定が入ることにはなりましたけれども、契約を解除したときの一時金の返還とかがどうなのかという辺りも不透明です。

ようやく、公正取引委員会の方、景表法で、不当表示のところ、有料老人ホームを入れていただいたので、何かあれば、公正取引委員会が動くという形にはなっていますけれども、表のルール整備が、まだ非常に不十分なので、是非この問題も念頭に置いて、内閣府それから厚生労働省、それから国土交通省も住まいということで関わってきておりますので、それから事業形態としては経済産業省も、大変多岐にわたる省庁が関わってくると思いますが、よろしく願いいたします。

○山本座長 長田委員、恐縮ですが、簡潔にお願いします。

○長田委員 2つあるんですが、1つは、品川委員から出ているものの追加が必要と考える事項の3番目のところですが、各省庁に消費者担当部局の設置というところがあります。

総務省なんかでも電気通信に関しては消費者の相談窓口がありますけれども、放送の方にはないとか、今、地上デジタルのことでの相談を受けているけれども、総合的な相談をきちんと受けるような窓口をつくっていただきたいし、それから政策の担当部局もきちんと設置していただきたいと。

それから、先ほどの有料老人ホームのお話のところですが、今、仲介業者というものが間に入って、景表法のところからちょっと外れるような形で、仲介業者による推薦というような形の販売方法も大分出てきているやに聞いているので、今、原委員がおっしゃったみたいに、いろんなところが連携して対処していただきたいと思います。

○山本座長 では、松本部長。

○松本部長 申し訳ないんですが、午後は教授会で出られないもので、本来は午後の最後の辺りが一番絡むんですが、というのは耐震偽装が今回の項目では関係してくると思うからです。建築基準法の従来建築確認について従来は行政が独占していたのが、前の改正で民間に開放されて、いわゆる民間の第三者認証というのが建築確認の世界で可能になった。ところが、今回きちんと機能していなかったということになったわけですね。あるいは、公認会計士がきちんと監査をしないことによる投資家被害というののもいっぱい出てきている。あるいはマークとか、さまざまな消費者の判断を支援するための第三者による仕組みというのが増えてきているわけです。規制緩和が進むにつれて、その種の仕組みが広がっていて、それはそれでいい方向だと思うんですが、第三者認証、第三者評価あるいはマークといったものの信頼性が十分担保されない中で行政規制の緩和だけが進むと、結局被害はもっと増えてくる、あるいは潜在化してどこかで爆発するということにもなりかね

ないので、そういう第三者による認証とか評価について、個々の施策ごとに信頼性確保のためにどうすればいいかということ議論するのは当然ですが、少し横串を通して共通に考えるという視点も必要なのではないかという問題提起をさせていただきたいと思います。

○山本座長 ただいま午後のテーマに関わるがという御発言がございましたので、午後のところで、というのは、ランチの時間がどんどん短くなって、午後も長丁場でございますので、そういうふうにとちょっと考えたんですが。

○原委員 松本先生、お昼御飯は食べずに出してしまうんですか。

○松本部長 はい。1時半から教授会なので。

○山本座長 原さんは、午後も御出席ですね。そこでまた御発言いただくということで、いかがでしょうか。

○原委員 はい。

○山本座長 それでは、午前の審議は、これでとりあえず打ち切りとさせていただきます、1時10分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

(緊要な消費者トラブル関係説明者【番号9～13】入室)

○山本座長 それでは、再開の時刻がまいりましたので、午後の部を始めさせていただきますと思います。

午前に引き続きまして、各省庁から担当者の方がお越しになっておられますので、説明を伺った後で、質疑をしていただきたいと思います。

具体的には、内閣官房のIT担当室主幹の雲田さん。警察庁刑事局刑事企画課課長補佐の福原さん。金融庁の監督局銀行第一課課長補佐の市毛さん。午後も説明いただきました服部課長がスタンバイされておられます。あと、総務省の渋谷さんは少し遅れられて見えられないということがございます。

それでは、雲田さんから御説明をお願いします。

○内閣官房 こんにちは。内閣官房IT担当室の雲田でございます。

私ども内閣官房IT担当室というのは、今、各省庁において、さまざまな部門で情報通信政策というものが行われておりますので、そのとりまとめというものを行っております。具体的には、内閣官房のIT担当室が事務局となって、IT戦略本部という内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部というものの事務方というものを務めさせていただいております。

近年の急速な情報通信の発展に伴って、国民の多くがいろいろな恩恵を受けていると思うんですが、その一方で、これまでなかったような情報通信に絡むさまざまな問題が起きておりまして、特に私どもの方ではインターネット上の違法・有害情報、こういったものが非常に大きな社会問題になっておりまして、これに対応するために、昨年2月にIT安心会議というものを関係府省の申し合わせによって実施しているところでございます。

平成17年度に関しましては、局長級の関係省庁会議を2回、課長級の関係省庁会議を4

回、これに加えて日ごろからバーチャルフォーラムという形で、活発な議論を関係省庁の中で実施しているところでございます。

勿論、各省庁さんの方でさまざまな所管に応じて、ホームページ等で消費者の国民の皆様に必要な情報というものを提供しているわけなんですけれども、こういったものを政府として一元的に発信していく必要があるという形で、昨年12月にIT安心会議ホームページというものを開設いたしましたところでございます。

そのほかにも、昨年6月にインターネット上の違法・有害情報対策というものをとりまとめまして、早速昨年8月にフォローアップの1回目というものを実施しております。その後、現在17年度中に実施した進捗状況というものを各省庁にお願いして出させていただきまして、とりまとめているところでございます。近々また関係省庁会議を実施しまして、進捗状況についていろいろと議論をしていきたいと思っております。

あとは、本年1月にIT戦略本部の方で、IT新改革戦略というものをつくりました。この中でも勿論消費者の皆様のことを主眼に置きまして、違法・有害情報に対する対策というものを述べておりまして、現在その重点計画の方をつくっているところであります。昨年までも違法・有害情報の対策というものはとっているんですけども、こういったものをきちんとPDCAサイクルを回すというような形で、今後実施していきたいと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○山本座長 今度は福原さん、お願いします。

○警察庁 警察庁刑事局刑事企画課の課長補佐をしております福原と申します。本日は所用につき出席ができませんでしたので、私の方で代理として御説明させていただきます。

まず、お手元の資料2-4の「検証・評価・監視シート」の番号10番が、これから御説明させていただく内容になっておりますので、そこを御参照いただきながら御説明したいと思っております。

この法律は長い法律ですけれども、我々は一般に金融機関本人確認法と呼んでおりますが、この法律に基づいて口座売買の取り締まりを強力に推進するという、うたわさせていたいただいた内容の背景をちょっと説明させていただきます。

いわゆる典型的には、架空請求なんだろうと思いますが、消費者の方から架空請求、これは実際に詐欺なわけです。そして、架空請求を受けた口座にお金を振り込んだと。その口座自身は、実際に犯人そのものの名義の口座が使われているということはまれでして、全く第三者の名義が使われていて、その口座が利用されていると。こんな状況にあったわけです。

そこで、平成16年12月から本人確認法の一部改正によりまして、それまでは法律で禁じられていなかった通帳を売ったり、買ったりする行為、あるいは売り買いを推奨する行為、こういったことを法律で新たに禁止をしたという形でございます。

その事件については、ここに書いてありますが、平成17年度中に42事件71人に対して、実際にこの事件を適用して検挙をしていると。参考といたしましては、平成18年3月までの数で申し上げますと、57事件96人を検挙しているという実態になっておりまして、この法律ができて施行される前までは、通帳の譲渡というのを野放図になっていたわけですが、この法律によって網をかけて、実際にその検挙を行っているという状況になります。

実際に口座といたしましても、親子、兄弟間で渡すような行為を規制するわけではありませんが、いわゆる成りすまし目的といたしますが、人の口座を自分がその口座の名義人であるかのように装って使う行為ですとか、あるいは有償、キャッシュカード等の譲渡を受ける行為というものを禁止していることになっております。

また、この進捗状況のメモに書かさせていただきましたけれども、インターネットでの売ります、買いますという行為は罰則をもって規定をしております。実際にそういう検挙をしておりますけれども、こういう行為を規制することによって、また通帳が譲渡され、その譲渡された通帳を利用して、新たな被害の発生を防ぐ方策を構築しているという状況になります。

また、今後の取り組みの部分ですけれども、警察としては勿論捜査機関として、こういう法令、あるいは不当請求そのものに対しては詐欺罪を適用できるわけですが、あらゆる関係法令を使って事件を検挙して、また犯罪発生の防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

○山本座長 では、引き続き、市毛さんよろしく申し上げます。

○金融庁 金融庁監督局銀行第一課の市毛と申します。よろしくお願いたします。

私の方からは「預金口座の不正利用に係る消費者からの情報等を金融機関等に提供する」ということで、入り口の段階でこういった預金口座の不正利用を防ぐという取り組みをしているところでございます。

具体的には、15年9月より預金口座の不正利用問題に関しまして、私ども及び財務局において預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供をまず実施しております。これまで数字的には1万1,090件の情報提供を行ってまいりました。金融機関におかれましては、この情報を基に今まで6,004件の預金口座の利用の停止を行い、また4,146件の預金口座強制解約が行われております。

広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促すと、そちらからのアプローチで、私ども及び財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数を四半期ごとにとりまとめて、ホームページ上に公表しております。直近でございますけれども、18年1月27日に17年度第3四半期、これは17年10月～12月末までの公表を行ったところでございます。

これらの施策の「●有効性」というところで、私どもは評価をしたんでございますけれども、17年10月～12月までに金融機関に対して情報提供を行った件数は859件となっております。16年1月～3月までの情報提供件数が2,171件ございまして、これがピークだったんでございますけれども、情報提供件数は漸減傾向にございます。

この要因の1つとして考えてみたんですけれども、各金融機関における問題意識が相当高まっているということで、本人確認事務が早期の段階で徹底されていると。また不正利用口座の早期処理も利用停止とか、強制解約の方で進んでおると認識しておるところでございます。

また、関係省庁との連携も併せて図っております。当該預金口座の不正利用に関する情報については、お隣にいらっしゃいます警察当局の方にも情報提供を行って、犯罪捜査の方に結び付けるようお願いしております。

今後の取組みでございますけれども、引き続き不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き四半期ごとに公表を行ってまいりたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、渋谷さんお願いします。

○総務省 それでは、続きまして、総務省の方から先に御説明させていただきたいと思っております。

資料の方は「番号12の施策」になります。「携帯電話事業者におけるプリペイド式携帯電話の契約者に対する本人確認の徹底措置を注視する」というものでございます。

平成15年ごろからプリペイド式の携帯電話というものが、オレオレ詐欺などの振り込め詐欺等の犯罪に使われるということ踏まえまして、いろいろな対策を検討した結果、警察庁、法務省とも連携しまして、以下の①、②、③と掲げておりますような施策について、対策を検討して実施することとしました。

具体的には、次のページになりますが、まず1つ目としまして、携帯電話事業者の方で平成16年12月から架空請求に利用されたということで、各自治体、都道府県から連絡のあったプリペイド式の携帯電話の番号について、契約者情報の届出を義務づけまして、一定期間に届出がない場合には利用を停止するという措置を講じまして、これは先月18年3月までに約70回線、停止を行っております。

また一方で、昨年4月から携帯電話事業者ですけれども、譲渡・転売されたものを含むすべてのプリペイド式の携帯電話について、契約者情報の確認・登録を行って、一定期間内に確認がされなかったものについては、利用停止措置を講じるということでございます。この結果、先月末までに名義不明回線30万回線について、停止措置を講じております。

今月4月1日から携帯電話の不正利用防止法という法律が施行されておりますが、この法律の施行の前に、世の中から名義不明の回線をなくす必要があるということで、先月末

までに名義不明回線を停止するとともに、すべて名義が確認されている状態をつくり出すということでございます。

今月からは、先ほど申し上げましたような携帯電話不正利用防止法が施行されておりました、これは契約時の本人確認ですとか、譲渡時、または無断譲渡の禁止、または本人確認の際に偽った情報を提供した場合の罰則などを定めたものでございまして、総務省としては、こういった法律の周知、または運用に努めるということが今後の課題となっております。

ちょっと戻りまして、評価ですが、まず「● 迅速性・機動性」のところですが、振り込め詐欺が社会問題化して、早急に関係事業者、また関係省庁とも連携して、こういったプリペイド式の携帯電話の犯罪利用の防止に関する対策を迅速に決定して、対策を進めてきているということから、迅速かつ機動的に対応できたのではないかと考えております。

また「● 有効性」ですが、実際に携帯電話事業者の方で30万という回線を止めていまずので、こういった対策もかなり積極的にとられてきていると考えているところです。

また、これは警察庁さんの数字になりますけれども、振り込め詐欺の数字というものも減っていると聞いておりますので、今後一層効果が見られていくのではないかと考えているところです。

また「● 関係省庁間の連携」につきましては、警察庁と連携してパンフレットを作成するなど、意見交換等を通じて密接な連携を図っているところです。

今後のことですが、今月法律が施行されたということで、今後とも法の適切な運用が図られるように、必要な措置を行っていくということを考えているところです。

総務省からは以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

引き続き、今度は服部課長の方からお願いします。

○内閣府 「番号13の施策」でございます。架空請求に関しましての政府全体としての取組みということで、関係省庁担当課長会議でフォローアップを行うとともに、必要に応じて、消費者政策会議関係委員会会議を開催するとしているものでございます。

進捗状況でございますが、この対策につきましては、16年9月の消費者政策会議において決定されたものでございます。

内容はここにありますように、今まで御説明がございましたように「(1) 携帯電話の犯罪利用の防止」「(2) 預金口座の不正利用の防止」「(3) 警察当局による取締り」「(4) 広報・啓発」を柱とするものでございます。

16年11月にフォローアップを行いました。新たな対策の内容としては、「(1) 新たな手口への対応」、「(2) 中学生・高校生に対する広報・啓発」でございます。

17年度でございますが、5月に開催し、対応策のフォローアップ及び新たな対策を決定しました。このときにはワン・クリックによる架空請求・不当請求への対応ということを検討し、実施しております。

12月19日には、地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した架空請求・不当請求、訴状の提出がされた旨の架空請求をとりあげています。

そのページの下以降に「対策の進捗概況は以下のとおり」ということで「(1)携帯電話の犯罪利用の防止」がございますが、これは先ほど御説明された事項でございます。

お戻りいただきまして「評価」というところでございますが、進捗度につきましては、関係省庁担当課長会議を数度開催いたしまして、フォローアップを実施してきているということでございます。

「有効性」でございますが、16年7月をピークに減少傾向を見せているということで、これは後ほどまた御説明させていただきたいと思っております。

「迅速性・機動性」につきましては、特に新たな手口という点に着目して、会議を開催しております。

「関係省庁間の連携」でございますが、こうしたことへの対応のほか、情報共有ということもきちっと行ってきております。

中学生・高校生といった方々への啓発ということで、その際には文部科学省に参加していただいておりますし、ワン・クリックということで、迷惑メールを通じた不当請求に対応するという点に関連して、経済産業省にも参加していただいております。

今後の取組みでございますが、対応策を引き続き推進していくということでございます。

苦情相談件数が大幅に増加した場合等には、しかるべき対応を図りたいと考えております。

何枚かおめくりいただきますと「架空請求に関する苦情相談件数の推移」というグラフ、表がございます。これは平成18年3月30日分までに入力済みというものでございまして、直近の数字は増えるかと思っておりますが、先ほど申し上げましたように減少傾向にあります。

数字で見えますと、2004年度の苦情相談件数は67万件程度だったものが、23万件程度になりました。苦情相談件数の総数の大幅な減少に寄与しているということでございます。

御説明は以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思っております。御質問、御意見がある方は、御発言をお願いいたします。山口委員どうぞ。

○山口委員 幾つか質問なんですけど、弁護士会として検討している内容については、資料6-1で、下に20ページと書いてあるところがございます。

これは内閣官房の方に御質問になるかと思うんですけども、資料6-1の下に20ページと書いてあるところの一番下辺りなんですけれども「具体的施策」として「『特定電子メールの送信の適正化等に関する法律』の施行状況について検討するとともに、迷惑メールを抑制・防止するための方策について検討する」というところで、私どもの方の考えとしましては、迷惑メールが増加するばかりの現状についての対策としては、業者の一斉告

発とか、あるいは摘発、プロバイダーに対する送信防止措置の義務づけです。あるいは民事罰の法定なども含めて、具体的な対応をとるべきではないかと考えているわけですが、これについてどういうふうにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

警察庁の関係では、先ほど御説明がありまして、相当数の1万1,090件の情報提供があって、金融機関において6,004件の預金口座利用停止があったと言われましたけれども、停止した後のお金が被害者の方に戻るための措置として、どういうふうにお考えになっているのか、それがどういうふうな取扱いになっているのか、非常に難しいところだと思っておりますけれども、そこら辺についてのお考えなり、今の対策状況をお聞きしたいと思います。

○山本座長 第1の質問については、IT担当室の方でお答えになるのか、それとも総務省の方で対応されますか。渋谷さん、お願いします。

○総務省 まず最初の御質問の件ですが、これは午前中に御説明させていただいたんですが、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律につきましては、昨年11月から刑事罰の導入を内容とする法改正を行っております、これは刑事罰で導入されたということで、懲役刑または罰金刑が新しくなったんですが、こういったことについてまず警察の方でしっかりと捕まえていただくということが必要かと思っております、現在、警察庁の担当部局と総務省の方で定期的に議論をさせていただいて、できるだけ早期にこういった迷惑メール送信者の摘発が進むように、今、鋭意努力をしているところでございます。御指摘でございます一斉告発は、この法律ができたばかりでございますので、この法律に基づいて摘発が進むように、総務省としても協力していきたい、努力していきたいと考えているところです。

プロバイダーに対する送信防止措置の義務づけなんですけれども、基本的にはプロバイダーなり電気通信事業者がどういう内容の通信を行っているかということに基づいて、将来の通信を停止するというものについては、表現の自由の事前差し止めですとか、また憲法上の通信の秘密、またはそれを受けました電気通信事業法との関係もございまして、これは慎重に検討するといいますか、慎重な対応が必要かと思っております。こういった点を踏まえまして、総務省としてもプロバイダーに対しては、自主的に利用停止措置が進むような方策という形で、今、対策を進めておりまして、例えば総務省なり経済産業省の方で、こういった迷惑メールの情報を集めまして、集まった情報のうちプロバイダーがわかるものについては、プロバイダーの方に通知をして、プロバイダーの方で利用停止措置をとっていただくというような対策を進めているところでございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

警察庁の方にもお尋ねがありましたが、何か御回答になることはありますか。

○警察庁 それでは、私のお答えできる範囲でお答えさせていただきますけれども、まず金融庁さんから口座の情報をいただいたときに、警察として心がけていることというのは、金融庁さんと同じですけれども、速やかな凍結、それによって犯罪の発生を更に防止する

という観点であります。

その上で、勿論事件の中で犯罪収益が充当されていると。あるいはそれがそこに埋まっているという形で捜査の中で明らかになれば、それは経緯手続の中で可能な範囲で、特定できる範囲ですけれども、やはり被害者の方にバックすべきものはしてくことになるんだらうと考えております。

ただ、そうはいつでも、犯人の手元に残ったお金の中で、どれがどの被害者のどのようなお金なのかという点は、多分非常に難しいところであるんだらうと思います。立証の部分あるいは法律の部分でも、非常に難しい部分がございます、それは事件の中でしたら、警察で成すべきことは成した上で、可能な限りそれに答えていくと。法の範囲とその実態的範囲でやっていくことになるという形になるんだらうと思います。

○山本座長 どうもありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

原委員、どうぞ。

○原委員 幾つかあるんですが、一番最初のIT安心会議のところなんですが、「評価・監視（今後の取組み）」ということで、2行ずつ書かれているのですが、インターネット上における違法・有害情報というのは非常にたくさんあって、午前中のこのヒアリングでも、実際に流されているメールの7割が迷惑メールだというお話があったわけですが、おやりになったことは書かれているのですが、その結果がどうかというところの数字的なデータをもうちょっと盛り込まれた形での評価を是非お願いしたいと思います。ほかのところは把握しやすいので書かれているとは思いますが、具体的な数字を出されていて、事件の数とか何人というのを書かれていて、やはり評価というところで見ると、何かをやりましたということだけでは、ちょっと評価のしようがないというところもありますので、重ねて是非その書き込みをお願いしたいと思います。

もう一つは、服部さんの方で御説明になったのですが、実際には総務省がおやりになっていらっしゃるところになるのですが、ちょっと連番のページがないのですが「・迷惑メールを通じた不当請求に対する行政処分」という項目がずっと後ろの方にあります。「架空請求に関する苦情相談件数の推移」というので図表が入っておりますけれども、その2ページ前のページのところです。ここに「・迷惑メールを通じた不当請求に対する行政処分」ということで、平成17年度ですけれども、通報件数が2万7,585件あって、そのうち行政処分は4件ということなんですが、いただいた通報の割には少ないというような感じもあって、どういう判断基準を持たれて、この行政処分の数になっているのかということをお願いしたいと思います。

こういったものは、今、山口委員の方から御質問があったんですが、不当利得になっているものについての御回答もあったんですが、もう一步踏み込んで不当利得の吐き出しについて、これは1つの省の問題ではないので、関係をしていらっしゃる省庁の連携の下で、不当利得吐き出しの法制の研究というか、検討というところに進んでいただきたいと思います。これはちょっと午前中にも意見を申し上げましたけれども、重ねて

お願いしたいと思います。

もう一点なのですが、確かに不当請求は、先ほどのグラフにあるとおり減少はしてきているのですが、東京都に結構集中して、東京都は増えているというような状況があるので、全国的な対応はわかったのですけれども、もしもそういう地域性というものがあれば、地域で動きがあれば、即対応ができるような仕組みになっているのかどうかということ、これは質問でお願いしたいと思います。

○山本座長 それでは、3点ほどございましたが、最初の数字の件につきましては、可能な範囲で対応いただくということでお願いしたいと思います。

○内閣官房 はい。

○山本座長 次の御質問の部分は、服部さんの方で御回答可能ですか。

○原委員 行政処分の判断基準です。

○山本座長 経産省、お願いします。

○経済産業省 経済産業省でございますが、迷惑メールの通報件数などでございますけれども、先ほど総務省からも説明があったように、迷惑メールのモニタリングというものを常時行っておりまして、大体年間で、最近ですと3万件程度の違法メールというのは認知をしております。一方で、ここは難しいところではあるんですけども、出てきたメール自体は違法であることを認識しても、要はそのメールの送信者がどこにいるかというのはなかなか見つからないという問題があって、処分件数が少ないという状況になっております。

ただ、違法メール自体を止めるという意味において、ISPへの通報というのが1つ重要なツールだと考えておりますので、まずそれを強力に進めていくと。

一方、特に悪質性が高いとか、あるいは実際に相談件数が多いようなものについて処分を行うためには、具体的に現地調査とか、あるいは事業者からの反論を受けるというプロセスがございますので、そのプロセスを経てまでやることができる件数というのは、いまいち伸びていないという現状になっている次第でございます。

以上です。

○山本座長 これでよろしかったですか。たしかもう一件御質問がありましたね。これはどちらになりますかね。

○原委員 不当利得の吐き出しです。これは午前中にも意見が出ていましたので、それと重ねてです。

○山本座長 これは御意見ということでよろしいですか。

○原委員 はい。

○内閣府 あと地域での対応については、私からお答えします。

○山本座長 服部さん、お願いします。

○内閣府 東京都全体ですと、大幅に減っていると承知しております。多分今おっしゃられたのは、東京都の総合センターのお話ではないかなと思うんですけども、全体的に見

ると、大幅に減少していると思います。

地域での対応ということでございますと、各地域それぞれ創意工夫でいろいろとやられていると認識をしております、法務省とか財務省とか、こういった名前を騙った架空請求というのが、関東、九州、四国といろいろ転移したわけですが、それぞれの地域でいわゆる緊急情報という形で対応されているということで、そこへの対応というのは、かなり整備されているのかなと私は認識をしております。

○山本座長 長田委員、お願いします。

○長田委員 番号13の「緊急な消費者トラブルへの対応」の地上デジタル放送のところなんですけれども、これは2011年の移行に向けてテレビコマーシャルなども随分流されていますが、やはり女子アナはデジアナになりますというようなイメージ広告だけが先行してしまいますと、デジタルになるんだ、何かしなければいけないんだということだけが残るから、こういう被害が発生しやすくなるということも、また一方では考えられると思いますので、デジタル化に関しての周知、広報のところでは、是非その方の方に合う、どうすればいいのかということが直接伝わる努力を、していらっしゃらないわけではないと思いますが、より努力をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○山本座長 そういう御要望があったということで、お願いいたします。

まだ御意見もあおりだと思えますが、次の項目も控えておりますので、本日の質疑はここまでとさせていただきます。

次回、5月末のワーキンググループには、私の方で座長としての整理ペーパーをお出しして御議論いただく予定です。これは午前の項目についても同様の作業を行います。

そのための手順といたしまして、委員の皆様には本日の議論を踏まえて、担当省庁への御質問、御意見などを「検証・評価・監視シート」の右欄、空欄の部分に記載いただきまして、時間が短くて恐縮ですが、4月28日金曜日までに事務局に御提出いただきたいと存じます。既に御意見を提出していただいている先生方につきましても、本日のシートに係のある御意見等である場合には、その欄に御記入いただき、再度御提出いただきたいと思えます。事務局ではそれを関係の省庁にお送りいただきまして、各省庁からはこれも時間が短くて恐縮でございますが、5月12日金曜日までに御回答をしていただきたいと存じます。その御回答を基に、私の方で整理ペーパーを作成するという手順で作業を進めさせていただきます。

何かございますか。

○山口委員 4月28日というと、今夜か明日やるしかなくなってしまうんですが、せめて例えば5月1日とかにさせていただくことはできませんか。

○山本座長 事務局の方は、いかがですか。

○服部消費者企画課長 こっちの席に座っているものがあれなんですけれども、既に、山口先生からはかなり御意見をいただいております、今日の会議に出ていただいて何か追

加するようなものがあれば、その範囲で出していただくということなのかなと思っております。山口先生に関しては、少なくとも 28 日で大丈夫かなと勝手に思っております。○長田委員 確認なんですけど、今ここで口頭で質問したり、御意見を申し上げたことも改めて書くということですか。

○服部消費者企画課長 そうしていただいた方がよろしいかと思えます。

○山本座長 ということでございますので、大変御多忙とは存じますが、期限厳守でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、御担当の省庁の皆さん、ありがとうございます。

(緊要な消費者トラブル関係説明者【番号 9～13】退室)

(緊要な消費者トラブル関係説明者【番号 14～18】入室)

○山本座長 それでは、次のブロックの審議に進みたいと存じます。施策番号で申しますと、14 番～18 番でございます。

各省庁からは、金融庁監督局銀行第一課課長補佐の渡辺さん。

警察庁の生活安全局生活安全企画課課長補佐の関さん。

総務省の、先ほどから何度も出ていただいております渋谷課長補佐。

経済産業省の商務情報政策局情報セキュリティー室課長補佐の石飛さん。

警察庁の生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐の吉田さん。

金融庁の監督局証券課課長補佐の神田さんにお越しいただいております。

それでは、今、お呼びした順番に、それぞれ資料について御説明をお願いしたいと思います。

まず、渡辺さんからお願いいたします。

○金融庁銀行第一課課長補佐 それでは、御説明させていただきます。銀行一課の渡辺と申します。よろしく申し上げます。

「偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済」という項目について御説明させていただきます。

目標として掲げさせていただいておりますのは、金融機関の犯罪防止策、被害発生国の対応措置への取組み事業をフォローアップするとともに、犯罪防止策、犯罪発生後の対応の在り方、預金者への補償の在り方について、金融機関に対し要請を行う等、必要な措置を講ずるということでもあります。

この件につきましては、御案内かと思えますが、昨年来、累次の対策を繰り返しておりますので、その中のごく主立ったものだけ御説明をさせていただきたいと思います。

まず、私ども偽造キャッシュカード問題に関するスタディーグループを有識者の方々にお願いいたしまして開催させていただきました。

昨年 3 月には偽造キャッシュカードに関する補償のルール、昨年の 5 月には盗難キャッシュカードに関するルール、6 月には被害の予防策、被害拡大の抑制策を中心といたしました最終報告書を発表させていただいております。

こちらを踏まえまして、与党ないしは民主党におきましては、議員立法の作業の動きがございました。それが、こちらに書いてございます偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な払い出しから預金者等の保護等に関する法律ということで、私ども通常こういう長い名前ではございませんで、偽造・盗難カード預貯金者保護法と呼んでおりますけれども、こちらが制定されまして、昨年8月に公布されまして、今年の2月から施行されております。

法律の成立、施行を踏まえまして、全国銀行業界におきましては、約款に相当いたしますカード規定試案、こちらは約款のひな形になりますけれども、こちらを改正しております。

併せまして、例えば過失などをどのように考えるかといったことにつきまして、申し合わせを行っております。

各金融機関におきましては、過去の被害も含めて順次被害補償を開始しているところでございます。

注意喚起でございますけれども、こちらは、私ども金融庁と警察庁の連名で、ホームページ上注意喚起文を掲載させていただいております。各関係の省庁にも広報のお願いをしております。

金融機関に対しましては、累次の要請を行っております。これは何かイベントが起きるたびに行っているものと、私ども金融庁は、毎月1回金融関係団体と会合を持たせていただいております。その都度、その都度の重要と思われるトピックについてお願いを申し上げます。

これとは別にアンケートを実施いたしまして、金融機関の対策をフォローアップしております。

補償に関しましては、こちらは真摯な対応ということで書いてございますけれども、過去の補償も含めた、法律で定められていないものも含めた対応をお願いしているところでございます。

評価でございますが、先ほど計画に書かせていただいたものということでございますが、対応をおおむねしているということでございますが、当然のことながら、次から次に課題が出てきておりますので、これで終わったということではなくて、私どもも対策の手を緩めずに繰り返しているところでございます。

有効性ということでございますけれども、私どもはいろいろ施策を打っておりまして、先ほど申し上げたアンケートによりますと、例えば認証の技術、これはICカードですとか、声帯認証の導入、情報漏えいの防止、これは暗証番号などが中心でございます。異常取引検知ですとか、その他、例えばビデオカメラ、あるいはジャーナル、ジャーナルというのはATMの取引記録でございますけれども、こういった保存期間を引き上げるですとか、あるいは24時間対応できるようにするであるとか、あるいは金融機関で支店ごとにはばらばらの対応を取る可能性がございますので、それは預金者の保護の観点からきちんとし

た対応をとるような体制の構築を求めるであるとか、そういった取組みがなされて改善が見られているところでございます。

関係省庁間の連携でございますが、こちらは警察庁さんが音頭をお取りになっていただきまして、私ども金融庁、あと全国銀行協会、この辺りがコアのメンバーということで、関係する団体にお出になっていただきまして、かなり詳細な生データに近い出口の情報を警察庁さんから御提示いただいて、情報の共有を図っているところでございます。

今後の取組みでございますけれども、主なものとしたしましては、今年の3月から金融庁の中で情報セキュリティに関する検討会というものを開催しております。

この中では、これまで金融庁が監督上把握してまいりました、個別の金融機関における犯罪手口の詳細な情報、これはこれまでは個別金融機関情報ということで、外部には出していなかったわけでありましたが、そのかなりぎりぎりのところまで金融業界で共有をいたしまして、ともかく対策を徹底していただくと。この場には警察庁さんにもお出になっていただきまして、加えまして、金融情報システムセンターという金融システムを専門とされている方々がいらっしゃる団体がございますが、そちらの方にもお出になっていただき、詳細な検討を加えております。

なかなか手口について外に出すというわけにはまいりませんが、金融機関はそれを知っているという前提の下にきちんとした対応を取っていただくということを私どもとしては強くお願いをしているところでございます。

金融庁からは以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。関さんの方からも何かございますか。

○警察庁生活安全企画課課長補佐 私からは、今、金融庁の渡辺補佐の方から説明があったとおりでございますが、1点、警察庁の方では、昨年の12月に金融機関の防犯基準というのがございまして、これはもともと金融機関に対する強盗が多発した時期に制定されたものでございましたが、昨今の偽造キャッシュカード等を用いた手口の犯罪が多発しているということで、この観点を取り入れた金融機関の防犯基準の改正を昨年の12月に行っております。それに基づいて、各金融機関に対してお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○山本座長 では、渋谷さん、お願いします。

○総務省 総務省から御説明させていただきます。

番号15の施策でございます。インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者等の参加を得た「フィッシング対策推進連絡会」において、技術面を中心とした効果的な対策について検討するという項目でございます。

銀行など、金融機関などからのメールを装って、メールの受信者に偽のホームページにアクセスするように仕向けて、そのページを通じて個人情報などを不正に搾取する、いわゆる「フィッシング」と呼ばれるものについては、これは電子メール、またはウェブサイトといったツールが中心となっておりますので、総務省では、電気通信事業者など関係者にと

もに、平成 17 年、昨年 1 月から「フィッシング対策推進連絡会」というものを立ち上げまして、定期的に開催を進めてきております。

昨年の 8 月には、中間的なとりまとめになりますフィッシングの現状及び I S P によるフィッシング対策の方向性というものをとりまとめました。

主にそこで議論され、まとまった点というのは以下の 4 点でございます。

まず、周知・啓発、周知・広報の関係で、業界団体を中心に周知・広報を進めていきたいと思いますということ。また、技術的な対策という観点から、送信者情報を確認する、送信ドメイン認証技術と呼ばれる技術、また次のページの 3 番でありますけれども、いわゆる自前サーバー、プロバイダーのサーバーを経由しないでメールを送信するような、迷惑メールやフィッシングメールを送る行為でよく使われているようなものについて、そういったメールをブロックする「25 番ポートブロック」といったような技術というものを推奨していきましょうということを掲げております。

戻っていただきまして、評価・監視の点ですけれども、まず「●迅速性・機動性」というところですが、日本では平成 16 年の秋ぐらいからフィッシングメールというものが見られるようになってきましたけれども、翌年 1 月には連絡会を立ち上げて、その後、8 月までの間に 7 回会合を開催してとりまとめをしておりますので、迅速または機動的に対応できたのではないかと考えているところです。

また、テーマにつきましても、各種アンケート等におきましても、フィッシングについては脅威、不安を感じているということでございますので、こういった対策を政府として、または事業者とも連携して進めていくということは非常に重要であると考えているところです。

また、有効性のところですが、総務省では、特に通信事業者の観点からの対策を進めておりまして、特にこういったインターネットの対策を進めるに当たっては、通信の秘密ですとか、表現の自由ですとか、こういった法的な点が非常にネックになるということがございますので、総務省としては、主にこういった法的な問題について、整理を進めることによって、事業者の対策を進めて、できる限り事業者と一体となって対策を講じていくというところでございます。

また、関係省庁間の連携につきましても、当連絡会には内閣府または警察庁、経済産業省もオブザーバーとして出席しておりまして、また総務省も他省庁等の主催する会議に出席するなど、それぞれで連携を図ってきているところでございます。

今後の取組みでございますけれども、昨年 8 月の現状、方向性に基づきまして、また引き続き連絡会を開催しまして、特に技術的な対策を中心に適切な対策を講じていくということで考えているところでございます。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、石飛さんの方からお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省の石飛でございます。

番号 16 の施策になるんですけれども、総務省に引き続きまして、フィッシング対策ということで、ここに掲げさせてもらっている平成 17 年度の目標は、フィッシングの攻撃対象となり得る事業者及び防御手段を提供し得る事業者等や、関係省庁等の参加を得た「フィッシング対策協議会」において、情報収集と一般への普及啓蒙も中心に、官民連携のもと、実効性の高い対策を講ずるとさせていただいております。

もともと経済産業省の立つ位置としては、電子商取引の健全な発展と、私自身が情報セキュリティ政策室におるんですけれども、情報セキュリティ面でのセキュリティの確保という観点からフィッシングをとらえまして、そうはいつでも、フィッシング自体は実際に被害に遭うのは一般消費者でありまして、特にほかのセキュリティ上のスパイウェアとか、コンピュータウイルス、不正アクセスなどと違って、非常に消費者の心の部分に訴えかけるような、ソーシャルエンジニアリングと呼ばれるような側面が強いものであります。

そういった意味から、非常に普及啓発、普及啓蒙が大事だということで、そういった業界の方々を巻き込んで、主に民間をベースとする協議会というのを立ち上げました。

もともとは我々を中心に、2004 年 12 月からフィッシングメール対策連絡会議というのを開いていまして、そこでの提言を受けまして、昨年 2005 年 4 月 28 日にフィッシング対策協議会を立ち上げました。

ここにも書かせてもらっていますけれども、主なメンバーとしては、実際にフィッシングメールの宛名として騙られてしまうようなクレジットカード事業者ですとか、あるいは銀行さん、ネットショッピング事業者さんなどの業界の方々に加えて、対策を提供し得るセキュリティベンダーの方々、ツールを提供してくださる方々をメンバーに加えまして協議会を立ち上げております。

関係省庁との間で情報共有が必要だということで、内閣府さん、金融庁さん、警察庁さん、総務省さんを含めましてオブザーバーとして参加していただいております。

活動の中心は、主にできる限り早くフィッシングメールですとか、あるいはどこかに立ち上がっているフィッシングサイトなどの情報を集めまして、それを一般消費者にわかる形で提供していこうということになっております。

具体的にはホームページにおける広報に加えまして、例えばポスターを銀行さんの店舗に貼らせていただいたり、あるいはもう部数を配り切ったので皆さんにお配りできないんですけれども、こういった一般の方にはわかるようなリーフレットをつくりまして、これは今年の 3 月に作成したものなんですけれども、ここに書いてありますような銀行さんの店舗ですとか、消費者センターさん、生涯学習センターさんなどに配布しております。

その後、やはりフィッシングに関して進んでいるといたら、被害が進んでいるので余りいい意味ではないんですけれども、アメリカの方では年間に 1,000 億以上の詐欺の被害がフィッシングによって出ているという話もありますので、特にアメリカの最新の状況で

すとか、手口などというのをアメリカにあります同じような団体として、アンチフィッシングワーキンググループというのがあるんですけれども、こちらの方からいろいろ情報をいただいて、やはりホームページなどで公開しております。

メンバーが集まるのは、主に1～2か月に一度開催している情報収集・提供ワーキンググループというものでして、こちらの方では主に対策ツールの紹介をベンダーさんにしていただいたり、あるいはそれぞれのクレジットカードさんだとか、銀行さんでの取組み、また、時には総務省さんの連絡会議の方からISPさんにお越しいただいて、ちょっと業界横断的な取組みの話をしていただいたりして、情報共有を図っております。

ちょっとページが移ってしまうんですけれども、こういった中で、主にフィッシングメールを一番早く確認するのは一般消費者でありますので、我々としても情報のリソースというのは、一般消費者からの届出がメインなんですけれども、大体届け出た時点では、フィッシングのどこかに立ち上がっている偽のサイトというのは寿命が非常に短いので、フィッシングメールを確認した時点では、既に消え去っていることがあるんですけれども、先日、3月になるんですけれども、VISAさんのフィッシングサイトが、たしか東ヨーロッパの方に立ち上がっておりまして、そちらの方を我々の協議会の方にオブザーバー参加していただいている、JP CERTコーディネーションさんというところを通じまして、相手の国のISPさんに連絡していただき、フィッシングサイトが閉鎖されたようなケースもあります。

こういったように、昨年度は、主に情報収集と提供、普及啓発を中心とした活動をしてまいりました。

次に評価の方なんですけれども、関係機関との連携というのは、実際に協議会のメンバーになっていただいている業界差しているんですけれども、フィッシングの対象となり得る事業者といっても、それぞれがクレジットカードとネットショッピング事業者が、一つの 이슈について議論し合うことはないので、非常にフィッシングの対象となる同じようなカテゴリーの方なんですけれども、1つ業界をまたいで議論できる場を提供したということで、情報共有の場が設置されたことは、非常に業界の方々からは歓迎されております。

有効性については、先ほど申しましたような情報連携の結果、実際に海外に立ち上がっているフィッシングサイトが閉鎖されたケースもありますということです。

本来であれば、普及啓発の効果というところを是非アピールしたいところなんですけれども、なかなか定量的な把握というのが、今の時点ではできておりませんで、今年度はその辺も含めまして、恐らくアンケート調査のような形になると思うんですけれども、実際の普及啓発の効果というところをできるだけ定量的に測定していくつもりであります。

今後の取組みは、そういったことに加えまして、引き続き一般消費者さんに普及啓発を続けていきたいと。

特に、いろんな手口が複合されて、だんだんとフィッシングサイトがわかりづらくなっ

ていく、これが本物かどうかわかりにくくなっているところがあるので、一般消費者へのリーチというのを中心にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。引き続き、吉田さんの方からお願いいたします。

○警察庁情報技術犯罪対策課課長補佐 それでは、番号 17 の施策について御説明させていただきます。

警察庁でのフィッシングへの取組みでございますけれども、ここに書かれておりますとおり「フィッシング 110 番」というものを全国の都道府県警察に設置しまして、情報提供の受け付け、それから被害要望のアドバイス、こういったものを進めております。

こういったところで受け付けた情報を基に、ここに書かれていますように、ホームページや広報誌を通じた広報啓発活動、それからフィッシングに係る取り締まりを進めているところでございます。

それでは「検証（進捗状況）」のところに移らせていただいています。

まず、広報啓発のところでございますけれども、警察庁におきまして、各都道府県警察に設置されていますフィッシング 110 番についての情報提供を受けていることを広報するということともに、最新の手口などを注意喚起という形でホームページで掲載しております。

それから、平成 17 年 6 月に、新しくインターネット安全・安心相談システムというものを設置しまして、これは何かと申しますと、最近の発生しているインターネット上での困りごと、これの解決策をまとめたホームページなんですけれども、ここにおいてフィッシングに関する相談者が、その解決策を得られるような仕組みを構築しているところでございます。

また、警察庁だけではなくて、各都道府県警察においては、関係企業や自治体、こういったところへのセミナー等を通じまして、フィッシングに関する情報提供、注意喚起、こういった活動を進めているところでございます。

それから、（２）の取締りの関係でございますけれども、17 年度にはフィッシングに関して 2 件検挙しているところでございます。

1 つは、平成 17 年 6 月の事案。それから平成 18 年 1 月の 2 回にわたり、フィッシング事案の検挙を行ったところでございます。

それから、海外に存在するフィッシングサイト、こういった情報を得まして、海外の警察機関のコンタクトポイントがございますので、こういったところを通じまして、そのサイトの閉鎖を要請することにより、被害の防止といったことも行っているところでございます。

評価・監視のところでございますけれども、内外のフィッシングの発生状況を踏まえた広報啓発、注意喚起、こういったものを迅速に機動的に行っているところであるととも、

取締り、それから被害防止のためのサイトの閉鎖の要請、こういったものを通じた効果を期待しているところでございます。

それから、関係省庁間の連携でございますけれども、先ほどお話があったとおり、内閣官房のIT安心会議を通じた関係省庁との注意情報のシェアを進めさせていただいたり、あるいは関係省庁の連絡会議のオブザーバーとして参加させていただいたりしております。

それから、具体的なアウトプットとしては、内閣官房、警察庁、金融庁、総務省、経済産業省、これらが連名でフィッシングに関する注意喚起を行っているところでございます。今後の取組みとしては、引き続き、こういった広報啓発、それから取締り活動を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。続きまして、神田さんの方から御説明をお願いします。

○金融庁証券課課長補佐 金融庁の神田と申します。番号18番の施策について御説明申し上げます。

外国為替証拠金取引の適正化という内容でございます。勧誘ルールや監督体制の措置された金融先物取引法を厳正に運用するというところで、17年度運用をやってまいったところでございます。

まず、進捗状況の検証でございますが、そもそも規制緩和の流れの中で、外為法の改正で為替取引が自由化している中で、一部の悪質な業者による強引な営業が社会問題化している。外国為替証拠金取引について、16年の11月に成立、17年の7月に施行した改正金融先物取引法について、新たに規制対象をしたところでございます。

改正法においては、業者に対して登録制の導入であるとか、それから最低資本金、自己資本規制比率などの財務上の規制を導入しております。

それから、顧客資産の区分管理の義務化や不招請勧誘の禁止などの投資家保護のための規定が設けられているところでございます。

昨年の7月に実際に改正の施行をするに当たりまして、勧誘ルールや監督体制を整備するために、以下のような対応を行ったということでございます。

まず、1つは、関係政府令、監督指針の策定をいたしております。

それから、金融庁各財務局及び証券取引等監視委員会に所要の人員を配置しております。

更に、業者向けに法律の説明会というのを参加者に実施してございまして、延べ350社が参加したところでございます。

実際に施策の進捗状況でございますが、新しく規制の対象にしたということでありまして、業者についての情報は、我々のところについても特になくということでもありますので、金融サービス利用者相談室や各財務局に対して寄せられる一般からの情報を広く収集したというところでございます。

寄せられた情報を基に、改正法施行後の経過措置期間、これが17年7月1日の施行より6か月間ございましたのでございますが、この間に寄せられた情報などに基づいて実態把握を行っております。中で問題が認められた54業者に対して、計58件の業務停止命令を発出しております。

こちらの方に記載がなくて大変申し訳ないんですが、これら以外に投資者に対しての啓発活動といたしまして、政府広報の番組の実施であるとか、広告の出稿、それから当庁のホームページ上の注意喚起を掲載するということをやっております。

続いて評価・監視でございますが、まず、施策の有効性でございますが、法令に基づき監督検査権限を行使し、問題業者に対する処分を行ったというところでございます。

一方で、実際に銀行や証券会社などから外国為替証拠金取引業に対しての新規参入が相次ぐことになりまして、投資家の選択肢が、むしろ逆に拡大したというところでございます。

もう一点、金融サービス利用者相談室に外国為替証拠金取引について、17年7月から9月期が約五百件、10月から12月期が約千件も相談が寄せられておりましたが、問題業者の排除が進んだことから、18年1月から3月期は、これはまだ公表になっておりませんが、300件弱の苦情に減少したということになっております。

関係省庁間の連携でございますが、無登録業者に対しては、各財務局が調査し警告を發した上で都道府県警察に対して情報を提供しております。

最後に今後の取組みでございますが、引き続き情報収集などを通じて、投資家保護上必要な行政対応を実施していくということでございます。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと存じます。御意見、御質問のある方は、御発言をお願いします。

原委員どうぞ。

○原委員 松本先生が退席をされたんですが、偽造キャッシュカードについては、金融庁の中でも去年の2月ごろ、大変検討を進められて早くに法律もでき上がったと思っておりますが、偽造キャッシュカードだけではなくて、盗難通帳ですとか、ほかのものによる被害というのもあるわけで、偽造キャッシュカードが終われば、もう少し広げた視点からの消費者被害でしょうか、これについての検討を私は進められるべきだと思っておりますが、その後が見えなくなっているんですが、金融庁の中では、どのように御検討をいらっしゃるのかというのが1つ。

それから、これは多分誤植だと思うんですが、番号14の施策の2枚目のところの左側の「5 金融機関に対する要請等」で、2行目のところに「金融庁に対し真摯な対応をとるよう」と書いてありますけれども、これは被害者に対して真摯な対応を。

○金融庁銀行第一課課長補佐 金融機関です。済みません、完全な誤植です。失礼いたしました。

○原委員 金融機関ですね。何か金融庁では違うのではないかなというふうに思ったので、金融機関に対し、それを出したということですね。

それから、フィッシング詐欺については、各省庁いろいろと取組みをなされているんですが、全体的なお話としては、今あるような協議会で連携をして対策を進めるということと、消費者に対して注意喚起情報を引き続き流していくというところに集約をされているように思いますが、これだけで根本的な解決になるのかなというのはやや疑問で、もう少し何らかの対策が取れないかという辺りについての検討というんでしょうか、そういう動きはないのかということをお聞きしたいと思います。

以上の2点です。

○山本座長 後者の点については、何か原さんの方に具体的な対策、こういうものはどうかということも挙げられますか。何かないかということですか。

○原委員 私も余り専門家ではないので何とも言えないんですが、何かもう少し技術的な対応、消費者に注意しろと言われても、フィッシング詐欺はなかなか消費者としても見破りにくい犯罪の1つというところがあって、勿論不当請求、架空請求も大変難しいのは難しいんですが、フィッシング詐欺の場合は、こちらが余り意識していない、見破ることが難しいというんでしょうか、そういうのがあるので、何らかの技術的なハード面での対策というのは難しいのかどうかということですか。

○山本座長 それでは、盗難通帳の件とフィッシングの件、それぞれ適宜お答えがあればお願いしたいと思います。まず渡辺さんの方からお願いします。

○金融庁銀行第一課課長補佐 まず、盗難通帳とインターネットの件でございますけれども、こちらは私どもとしても当然大きな問題だと認識を持っております。

ただ、前提といたしまして、今回成立いたしました法律が議員立法ということで、立法者意識というものが非常に尊重されなければいけないということだと、一方で我々は認識しております。

その際の整理ですが、カードの問題は、ある意味でシステムの問題ということで、これは金融機関が、まず早急にシステムをどうするかということを考えなければいけない。ただ、通帳につきましては、これはそもそも印影による照合を行うという点において、その他の商行為と共通の面もございますし、片や、こういったものを考えるときには、正当でない人間に払うリスクを減らすためには、正当である人間が払われないリスクというものも同時に高めてしまうと。それが、正常な取引に対して悪影響を及ぼすのではないかという点がございまして、2年間の見直し期間の中できちんと考えてくださいという玉が全銀協などの金融関係業界に対して政治の側から投げられているという状態であります。

私どもが全銀協から聞いておりますのは、彼らは、通帳の払い戻しの手順自体が金融機関でかなりばらばらで違いますので、そういったところの調査から始まって、一体どの辺りが一つの目線になり得るのか、まさに過失、過失でないという判断の一つの重要な要素になると思うんですが、その辺りの研究をしますということで、恐らく彼らは今や

っていると思います。

私どもは私どもで、まずは判例について研究をしておりますし、全部というわけではありませんが、盗難通帳に関して銀行から報告が上がってくるものもございまして、それは行政監督権限の中で、一体何が起きているのかという事実把握はしております。ただ、私どもは被害者の弁護士の先生方とも定期的にお話を伺っておるんですけども、そういった中だと、法律は確かにカードに限定はされているんですが、この考え方自体がかなり通帳の方にも影響が出ていると、特に和解などでも、そういう意味では実質上の影響というのは相当出ているとお話は伺っています。ただ、それはそれとして、私どもとしてもきちんと対応をしていきたいと思っております。

もう一つなんですけれども、インターネットなんですけど、これは今申し上げた印影ということでは当然ないんですが、1つはシステムということで申し上げますと、インターネットは利用者側の管理下にある比重が非常に高い、利用者がどういう管理の仕方を普段からしているかというところが非常に大きいという点が決定的に違うのと。

もう一つは、インターネット取引自体は別に金融に限られることではありませんので、そういった意味では、提供するセキュリティーのレベルということで言うと、金融だけ特出しをどういうふうにするかという研究が必要であるということもあります。

ただ、実際上の問題としては、相当程度こちらは単発に補償されているのではないかと監督庁は認識しております。

今、法令というお話がありましたけど、私どもは偽造盗難の方も終わったとは思っておりませんで、特に昨年末から地方の金融機関がねらわれた例が非常に増えています。そういう意味では、セキュリティーの今まで、犯罪はほとんど都市銀行が中心だったわけですけども、どんどん広がりを見せていく中で、とにかく、まずこれまでそれほど危機感を持っていなかった地方の金融機関に対して、きちんとした対応を取っていたと。そういった意味で法律はあるんですけども、預金者の方々に御迷惑をかけないように、対策をきちんと取れということで、先ほど申し上げたような、いろんなことを注力してやっているという段階でございまして。

○山本座長 続きまして、フィッシングに関しては、これは渋谷さん、技術的というお話がありましたので、それから経産省の方からもお答えいただけますか。

○総務省 ちょっと具体的な最近の取組みを御紹介しますと、今まではだます人と、だまされる人、消費者というのが直接の関係者で、主に消費者、だまされる人に対して、こういう手口があるので気を付けてくださいというのが周知の中心だと思うんですが、そもそも消費者のところに行く前に、中に介在する人、例えば電気通信事業者ですとか、あとはだまされる銀行とか、オンラインショッピング事業者の方で対策が打てないかということで進めておりまして、例えば明日、日米金融テクノロジーセミナーという日米の銀行業界を対象としたイベントがあるんですけども、こういった場でISPから、銀行の方で銀行が自分の案内のメールを出すときには、必ず送信するときには、自分たちはこの銀行のも

のですということがわかるような信号を入れるようにということと呼びかけをしています。

そういったことが普及していけば、受ける側のISP、プロバイダーの方でそういう信号がないメールについては届かないようにするというようなことで取組みを進めていますので、まずは送信する側、銀行の方でそういった印を付けると、送信ドメイン認証というんですけれども、そういった取組みを進めて、それで消費者の側からすると、事前にそういうメールはうちは受けませんという同意をしておけば、一回一回見なくても済む、消費者の方に届く前に介在する人たちが技術的にブロックするということが実現していくのではないかと考えておりまして、こういった取組みを今後積極的に進めたいと思っていますところ です。

○山本座長 石飛さんも何かございますか。

○経済産業省 総務省さんのコメントに追加する形なんですけれども、一般消費者の立場からすると、最も効率のよい対策というのは、恐らく不審なメールは開かないだとか、あるいは見覚えのないサイトにIDだとかパスワードを入力しないという非常に初歩的な心がけ次第のところ 大きいと思うんです。

言ってみれば、普通のダイレクトメールで来る架空請求と似たようなところがあるので、基本的にはそこに一番訴えかけるのが大事だという認識が、まずベースにあります。

一方で、我々はもともとセキュリティー政策室でありますので、セキュリティーの観点からのアプローチというのも当然やらなければいけないと考えておりまして、そこは基本的には既存のセキュリティーベンダーさんなんかが出しているソフトウェア対策ソフトに既にフィッシングサイトを警告するような機能が付いております。ただ、それぞれのセキュリティーベンダーさんも、ああいうウイルス対策ソフトをつくっている企業さんも、世界に存在しているあらゆるフィッシングサイトのデータベースを持っているわけではないので、常に日々更新されていかなければいけなくて、なかなか対策の方が追い付かない状況ではあります。

一方、例えばマイクロソフトさんが、皆さんも使われているのではないかと思いますけれども、インターネットを参照する際のブラウザ、インターネットエクスプローラーの新しいバージョンを出されて、そちらの方には既にフィッシングサイトを警告するような機能を付けているようなことを聞いております。

受け取るメールについては、やはりそういった対策ソフトですとか、あるいは電気通信事業者さんのサービスの中で迷惑メールを振り分けるような機能が付いておりますので、そういったところの活用をうまく消費者の方々が選択してやっていくのかなと。

そういったところで、使いやすいような情報提供として、ここまでは実際にはできていないんですけれども、フィッシングに限らず、インターネット上の詐欺全般に関してどういった技術的にフィッシングのこういった手法があるのかですとか、それに対して取り得る対策のまとめみたいのが必要だとは思っております。

そもそもおっしゃられたように、上流部分、銀行だとか、クレジットカード会社さん自

体の対策も必要でして、そこはいろいろ業界とお話ししているんですけども、例えば電子署名を必ずメールに付けるとか、いろんな対策を大手の銀行さんは取り始めております。

以上になります。

○山本座長 どうもありがとうございました。では、山口委員お願いします。

○山口委員 番号18の外国証拠金取引の関係なんですけれども、確かに昨年54業者に対する業務停止命令が出まして、被害の防止という観点から相当な成果を挙げられたことについては高く評価したいと思います。

東京地方裁判所に数十件の業者の破産事件が継続しておりまして、多くの被害者の救済を担当している立場からしますと、ほとんど実質的に詐欺ではないかということで裁判所に一律の取扱いを要望したこともあるんですが、やはり全く実際には取引をしていないような市場につないでいないような詐欺業者から、ある程度はつないでいる業者までばらばらの対応がありまして、なかなか一律には扱いにくいということで、税金や社会保険などの未払い等がかなりあったりして、配当がゼロという会社も相当ございまして、あえて申し上げれば、もう少し早く対応してくれればよかったのになど、現実に私が担当している事件でも去年の9月、10月に2億円の被害に遭って、その直後に業務停止命令が出たというような会社もあって、今更ながらもう少し早く対応していただければよかったのという気持ちはございます。

そこで2つ質問なんですけれども、1つはこうやって倒産した会社が、今、未公開株の実質詐欺的な勧誘事業といいますか、勧誘で金集めするという、そちらの方にシフトしていることは、複数業者から聞いております。

それから、海外商品先物の方にもシフトしているということを知っています。実質資本系列は同じような業者が隠した資産を、また次の事業につき込んでいくところがあると。弁護士としては裏づけが取れないものですから、なかなか法的な措置が取りにくいんですが、そこら辺についてどういう御認識をお持ちなのかというのが1つです。

2番目は、結局、このような形で後追い後追いでやっていくことによって、規制の緩やかなところに悪徳業者がなだれ込んでいって、そこで被害を起こして、また次の規制の弱い業種のところに飛び込んでいくということが繰り返されているわけです。このような事態のくりかえしを防止するためとして金融商品取引法の改正が今国会に上程されていると思うんですが、やはりどうしてもその中で不招請勧誘等の取締りがきちんと法律化されていないという実情について、これは別の法案の問題なのかもしれませんが、どういうふうにお考えになっているのかと、この2点をお願いします。

○山本座長 神田さんお願いします。

○金融庁証券課課長補佐 お答え申し上げます。まず、1件目の倒産した業者が未公開株の販売業者であるとか、海外商品先物とおっしゃいましたが、むしろ海外商品先物オプションであるとか、そういったものだと思いますが、そういった業者の方に業態替えを図っているということであるが、それについての認識はどうかということについてでござい

ますが、当方の方でも業者に対して、例えば行政処分を打った段階で、もうその後は知らないという対応をしているわけではございませんで、実際に行政処分を打った後、どういう最終的な手段をもって顧客に対しての弁済をするかというところまで一応見守っているところではあるんです。

ただ、別の法人を立ち上げて、全く別の業態に入ってしまうということになると、これがまたそっち側に対しての規制は、別の主体でやられるということにどうしてもなってしまうわけでごさいますで、例えば未公開株へのシフトをした業者に対しての規制は基本的には規制法としては証券取引法が現行にありまして、証取法上ののっとなって規制を考えなければいけないのですが、ただ実際に金融庁の証券課の方で、我々の同僚が証券業に対しての規制をやっているわけなんです、そちらの方で直接規制対象にしているわけではなくて、証取法上の登録のない、未登録業者だという整理になりますので、業者ではない者に対しての規制ということになりますから、これは、むしろ例えば都道府県警さんの方に情報提供して、未登録証券業であるから相応の対応をしていただきたいというような協力要請を行うという対応を図っているところでごさいます。

実際に、おっしゃるとおり、そのように業者が見られるということ自体についても認識しておりますし、それから先ほど申し上げた、金融サービス利用者相談室に対して、相当の苦情が入ってきているというのも事実でごさいますから、それに対しての対応は急ピッチにやっているところではあります、何分直接的にその業者に対しての監督権限がないというところが若干ネックになっているところでごさいます。

それから、海外商品先物ということでございましたが、そちらの方になりますと、これはちょっと奇怪な状況でごさいます、同じようなお話でごさいます、商品先物系の業者ということになりますと、これまた金融庁とは管轄が違ってまいりまして、経産省さんの所掌ということになります。

それから、海外商品先物オプションという取引になりますと、これは規制法がないという世界になりますので、監督官庁自体がないと、これも奇怪な状態になっておりますが、そちらの方になってしまうということでごさいます、御発言のとおり、規制法のないところに業者が逃げていくという状態なのは、我々も現場を見ていて明らかなわけで、非常に歯がみする思いなんです、なかなかそこに対しての直接的な行政権限がないというところが実態であるかと思えます。

それから、その言及の中でもう一つございましたのが、隠し資産ということでございしますが、基本的に我々の方としましても、業者の方が、例えば破産の申立てをしたということであれば、破産法制にのっとなって管財人の先生が業者の資産を当然査定されるわけでごさいますから、その一連の手続の中で隠し資産があるということであれば、当然そこで明らかになるべきものだろうという認識を持っております。

勿論、当方の方で業者に対して行政処分を行う以前に監督権限を行使して、財務上の状況についての調査をするわけなんでございしますが、それと全く同じものが会社にも勿論残

っております。

それから、御依頼があれば、そちらについてどういう情報だということの情報交換も場合によっては検討したいと考えているところなんです、ただ基本的には隠し資産云々という話については、破産法制にのっとった適正な手段でやっていただくほかはないかと考えている次第であります。

続きまして、今のお話の中で一部出てまいりましたが、現状、そのような状況で、我々の方で金融先物取引業者というか、外国為替証拠金取引業者に対しての行政対応をしている中で、他業に業者が逃げていくという状況が見えているのも確かでございますが、その後追いの規制にどうしてもなってしまうという部分について何とかしたいという意識は非常に我々の方でも持っております、おっしゃるとおりの形で、仮称でございますが、新法をつくって現状を審議していただいているところでございます。

ただ、実際問題として、それについても個別の金融商品で、新しい概念のものをつくるということは、実は意外と容易なことではございまして、例えば外国為替証拠金取引自体についても、そもそも自由化された段階では、為替のいわゆる取引ということしか想定されておらなかったのが、デリバティブの概念が入ってきて、あるいはオプションの概念が入ってきて、それで複雑な商品になっていく。そうすると、規制法がそれに対応できない、その間隙をぬってわっと広がってしまうという状況が続いているのはたしかなところでございます。なかなかこれは技術的なものとのイタチごっこでございまして、包括的な網をかける試みは、今、端緒に就いたばかりであるというふうに認識しております。

○山本座長 では、野村委員お願いします。

○野村委員 時間のないところ恐縮ですけれども、今の御回答に対するコメントなんですが、確かに金融庁は、無登録業者は監督対象ではないので、警察等に情報提供すると、ごく簡単な例でいけば、そういう話はよく理解はできるんですが、外国為替証拠金取引が社会問題化したときは、金融庁、実はいち早くホームページに警告のホームページ情報を出していたわけです。

ですから、できないわけではなく、やるべきこともあるというのが恐らく金融庁としてはまだとれるものがあるだろうというふうに思うんです。

外国為替証拠金取引は、確かにあのときは出しているのかと金融庁の方々が相当程度検討したこともよく理解しているんですが、監督対象ではないけれども、社会問題化しているという状況に対して、相当早い段階で対応されたことが、社会からは非常に高く評価されたということもありますので、論理的には監督対象外であるかもしれませんが、できることもあるのではないかと思います。

○山本座長 これは、御意見ということで。まだ御意見もおありだと思いますけれども、次の項目も多数ございますので、今日のところは、このブロックの審議はこの辺にさせていただきます。

今後の作業手順は、再々申し上げているとおりでございますが、4月28日までに委員の

皆様におかれましては、本日のシートの中の意見欄に御質問、御意見を記載いただき、事務局に御提出いただくと。事務局は、それを各担当省庁さんにお送りしますので、各省庁におかれましては、5月12日金曜日までに御回答をしていただきたいと存じます。それを基に、私の方で整理ペーパーを作成しまして更に審議を続けていきたいと存じておりますので、皆様御多忙と思いますが、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、どうも本日は御苦労様でした。

(緊要な消費者トラブル関係説明者【番号14～18】退室)

(緊要な消費者トラブル関係説明者【番号19～20】入室)

○山本座長 それでは、本日最後のブロックに進まさせていただきます。

内閣府の服部課長、国交省の住宅局建設指導課長の小川さんにお越しいただいております。

まず、服部課長の方から御説明をお願いします。

○内閣府 「番号19の施策」につきまして、御説明をさせていただきます。

新たな消費者問題への機動的な対応ということでございまして、悪質住宅リフォーム問題への対応でございます。

「検証（進捗状況）」のところを見ていただきますと、御案内のとおり悪質住宅リフォーム問題が社会問題になったということを踏まえまして、7月13日に課長レベルの会議を開催し、対応策を決定しました。

また、9月にはこの進捗状況ということも踏まえまして、「悪質住宅リフォーム問題への対応」というものを、消費者政策会議関係委員会会議で決定しております。その際の重点事項ということで、ここの(1)～(5)を決定しております。

それぞれの対策の進捗状況でございますが「(1)悪質事業者の排除」に関連しまして、特定商取引法の執行でございますが、6か月間の業務停止命令の実施、また文書により法執行強化を都道府県に対して要請したということでございまして、17年度の住宅リフォーム関連の行政処分26件中、要請後のものが23件ということでございます。

検挙事件数でございますが、64事件、検挙人員185名でございます。

また、建設業法上許可を要しない事業者に対する指導・処分のガイドラインを策定、都道府県知事あてに通知をしております。

クレジットに関連しまして、約300社の信販会社等に対し、総点検を要請。711加盟店との契約を停止、約500加盟店に改善指導でございます。

加盟店管理等に関する自主ルールの策定を要請しております。

2番目の柱は「(2)高齢者の周りの方々による見守りの強化」ということでございまして、介護ヘルパー、民生委員向けの消費者問題出前講座を約600回開催したほか、シンポジウムの開催をしております。

また、消費生活相談員等による啓発活動を支援するため、啓発手法のコツを映像で伝えるDVDの配布、ノウハウ集の提供を行っております。

また、高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会を開催いたしまして、先ほど御説明させていただきました情報提供を行う仕組みを構築しております。

また、金融機関に対し、声かけの励行を要請したところでございます。

3つ目の柱でございますが「(3)住宅リフォームに関する情報提供の強化」ということでございまして、地方公共団体にリフォーム相談窓口の設置について要請を行いました。2月1日時点で532か所に窓口が設置されているところでございます。

都道府県・政令指定都市住宅リフォーム担当課長会議を開催し、地域協議会を設置すること等によるリフォーム登録事業者の拡大に向けた取組みを要請したところでございます。

1ページおめくりいただきまして、各地域におけるきめ細かな相談体制の整備について、18年度予算による支援を実施予定。

このほか、住宅性能評価方法について検討しているところでございます。

次に「(4)消費者に対する被害救済の強化」でございますが、国民生活センターでの対応ということで、一級建築士が苦情の処理のあっせんのために助言をする等の積極的な支援をしております。

また、建設工事紛争審査会の適切な活用ということで、要請をしております。

日本司法支援センターは10月に開業予定でございまして、ここで相談窓口等の情報提供を行います。

特定商取引法の民事ルールの利用の促進という観点から、事例検討会で取り組んでいるところでございます。

最後は「(5)成年後見制度の利用促進」でございますが、地域包括支援センターで虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護事業を行うこととなっております。この職員の業務マニュアル作成や研修を実施したところでございます。

このほか、情報の共有化という観点で、苦情相談件数の情報を定期的に国民生活センターから関係省庁に提供していただいております。

戻っていただきまして「評価・監視(今後の取組み)」でございますが、「評価」につきましましては、迅速に対応していくということが計画の中でもうたわれているところでございまして、社会問題化していく中で、対策を迅速に決定・推進してきたと認識しております。

「有効性」でございますが、苦情相談件数を月ごとに見てみますと、7月をピークに減少傾向にあると認識されます。

国レベルでの取組みを契機といたしまして、地方レベルにおきましても、さまざまな取組みが進展していると認識しております。

「関係省庁間の連携」でございますが、会議の開催を通じて、関係省庁一体となった総合的な対策を決定し、推進しているということでございます。

今後の取組みといたしまして、対策を引き続き推進する。今後、苦情相談件数が大幅に

増加したり、新たな手口による被害が発生した場合には、会議等を機動的に開催すると考えております。

最後のページに「苦情相談件数の推移（年度別）」ということで、棒グラフがございます。これも4月20日までにP I O - N E Tに入力済みのものがございますが、7月以降減少のトレンドにあると認識しております。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

では、引き続き、国交省の小川さんから御説明をお願いします。

○国土交通省 「緊要な消費者トラブルへの対応」ということの中での「・耐震偽装問題への対応（新たな消費者問題への対応としてとられた施策）」ということで、資料を用意しております。

昨年11月17日に耐震偽装の問題を発表いたしまして、言わばマンションの住民の方を中心に、不安があるというようなことへの対応を図ってまいりました。

11月18日のときには、関係の自治体間で関係住民に対する相談体制の整備、周辺の住民対策、そういったことに対する窓口設置について申し合わせをしております。勿論その中で、地域の建築設計の専門家団体などに相談ができるようにということもお願いをいたしました。

その後、全国的にこの問題が非常に広がってといいますか、不安というものが巻き起こるということでございますので、全体としては省庁連絡会議を官房長官の下で組織つくっていただきまして、当然ながら被害住民への救済の在り方も含めて、いろいろ御議論をいただいたわけでございます。

その中でいろいろな情報提供を進めるということでございまして、11月29日にマンションの耐震性等に関する御相談窓口ということで、これは私どもの方のホームページに掲載をいたしまして、公共団体あるいは業界団体といいますか、建築士事務所協会とか建築士会、あるいは各業界団体の支部でありますとか、構造設計の専門家の団体、住宅のリフォーム・紛争処理支援センター、そういった窓口になる部分について、ホームページに掲載をしております。

また、省庁連絡会議を通じまして、内閣府さんの方にも御協力をいただきまして、例えば国民生活センターでリンクを貼っていただくといったようなこともお願いをいたしております。

更に12月8日に、Q & Aということでホームページに掲載をいたしまして、専門性が強いものですから、なかなかわかりにくいということで、耐震性の確認方法や構造計算書の入手方法、費用、あるいは耐震性がどの程度だと非常に危険なのか、そういったよくある質問についての回答を掲載しております。

評価でございますけれども、引き続きずっとやっているわけでございますけれども、例えばこのホームページに掲載している団体全体をとらえているわけではないんですけれど

も、都道府県の建築士事務所協会に寄せられた相談件数は、今年2月21日締めで、全国で大体6,500件ぐらい御相談がありました。少ないところでも400~500件、ほかの団体もあるというようなことで、そういう専門性の高い団体で相談に応じているという状況がございます。

したがって、耐震性に不安を抱いてる消費者に対しての不安の解消、専門的な内容についての教授といたしますか、相談の対応、あらかじめQ & Aといったものを用意することで、効率的かつ的確に前さばきといたしますか、そういったことができるということがございます。

こういった対応につきましては、別途省内に第三者委員会ということで、緊急調査委員会という組織も設けられまして、行政対応も含めて全体の検証をいただいて、4月6日最終報告をいただいておりますが、ここの部分について特段の問題点という御指摘はございませんでした。

今後の取組みでございますが、いわゆる姉齒建築士が手を下したといたしますか、物件についての調査はすべて終わってはおりますけれども、まだ周辺調査、あるいは新たに不適切な設計、あるいは偽装と言われているようなものが、福岡あるいは北海道、そういったところで生じておるわけでございますので、こういう偽装問題が収束するまで、継続的にこういった取組みを実施していくとしております。

私どもの方からは、以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと存じます。御意見、御質問のある方は、御発言をお願いします。

山口委員どうぞ。

○山口委員 まず住宅リフォーム問題なんですけど、これは根から断たなければならないということからして、これがこれだけ広がる事態になってしまった大きな理由は、やはりクレジット会社が全く無審査で、あるいは審査を実施しないで、怪しげな業者の全く必要性のないようなリフォーム事業にどんどんクレジットを、信用を供与するということがなされたがゆえに、細々とやっていたリフォーム業者が、あっという間に大きな社会問題を起こすような被害をもたらすようになってきたということだと思います。

その意味では、今日の19番の項目について、経産省のレポートの準備がなされていないというのは、リフォーム問題についての認識が決定的に不足しているのではないかと思います。

今日の資料6-2の中の4ページに書かさせていただきましたけれども、やはりクレジット契約における被害防止の対策という根本からの対応を考えないと、リフォーム問題の同様の被害は、特にお年寄りについての被害はなくならないと思います。

先ほどの悪質業者が社会問題化すると別業界で悪いことをするというのと同じように、リフォーム業界でさんざん悪いことをしてためたお金を、また別の事業でクレジットを悪

用してお年寄りをターゲットにして被害をもたらしてくるということは、間違いなく起こると思いますので、この問題の対応策としては、クレジット契約の在り方について抜本的に考え直すということを是非御検討いただかなければならないと思います。その点について、お考えを伺いたいと思います。

耐震偽装問題なんですが、小川課長には日本弁護士連合会の人権擁護大会にもお出かけをいただきまして、真摯な議論をいただいたわけですが、まさに弁護士会として心配していた事態が起こってしまったということで、本当に深刻に受け止めております。

現在、非常に熱心に対応がとられていることは評価したいと思いますが、ただ、問題の事態について、バンドエイドで応急措置をただけだと評価するべきに思われる措置にとどまっております、やはり根本的な問題についての認識及びその対応が不十分ではないかと言わざるを得ないと思います。

これは今日関係者が大量逮捕でえらい騒ぎになっておりますけれども、そこでも繰り返し指摘されているように、建築確認に対する信頼がまさに崩壊しようとしている現状について、国土交通省としてどういうふうにお考えなのか。ここを抜きに、今後気をつけますと言われても、何の役にも立たないのではないかと思います。

いわゆる建築確認制度を民営化したこと自体が問われるとは思いますが、その誤りを今更改めることができなしたら、自治体が民間検査機関の検査をもう一回リカバーするような、その辺の制度についてどういうふうにお考えなのか。

更に、中間検査の充実を日弁連としても2月15日付で提言しているわけですが、そこら辺の検査の在り方についても、どういうふうにお考えなのかということも是非伺いたいと思います。

もう一つは、建築士業界の問題でありまして、医師会あるいは弁護士会も他山の石としなければならないと思うんですが、弁護士も今後急増して2万人から5万人ぐらいに恐らくなるだろうと言われてる。そうすると、悪質弁護士が出てくるのをどう防止するかというのは、他山の石として考えなければいけない事態になっておるわけです。建築士業界は強制加入団体ではない。しかも、構造問題が全くわからない建築士も名前は使えるという中で、設備と設計と、いわゆる設計施工管理とかそれぞれの分野における、建築士業界の中における資格制度を、あるいは登録制度の見直しを、なぜこの段階で考えられないんだろうかというのは不思議ではないんです。その辺についてのお考えも伺いたいと思います。

○山本座長 原委員どうぞ。

○原委員 関連しての質問なので、一応重ねさせていただきたいと思います。

リフォーム詐欺については、現状としては減少傾向にあるということなんですが、ここで組まれていたクレジットが被害を広げたと思いますし、高額化させたと思っております。リフォーム詐欺はこれで沈静化したにしても、またクレジットの仕組みを悪用した形での悪質な商法というのは出てくると思っておりますので、私も同様の懸念を持っているとい

うことです。これは意見ということで、お願いしたいと思います。

耐震偽装の問題なのですが、実際には今日の一斉逮捕で、これから全容がまた明らかになっていくと思いますが、やはり消費者からすると、いろいろな商品とかサービスは、情報を得て選択をしろということにはなるのですけれども、こういった建物というのは非常に専門性が高くて、幾ら情報を与えられても、この専門性に消費者としてはとても追いつくことはできないと思います。やはり第三者がどういう審査をしたとか、評価をしたところを頼りに私どもはそういった物件を購入するわけなので、ここの認証とか評価の第三者機関の機能というのは、正常に機能するということを第一に仕組みを再構築していただけたらと思います。

ここのところについては、午前中に松本先生も発言をなさっていらしたのですけれども、規制改革会議でもこのことは問題になっていて、実際に基準認証緩和ということで民間に出したというところで、こういったことが起きております。私が発言をして問題にはしたのですが、個人が悪いことをしたとなる部分と、仕組みとしてうまく機能していないところの2つあるだろうというお話になりました。

仕組みがなぜうまく機能しないかということ、もう少し分析をしていくと、姉齒さんも昨日か今日のコメントでおっしゃっていたんですけれども、余りにも大きな責任があって、一体自分がどれぐらいの責任を負うべき話なのかよくわからないというコメントをおっしゃっていました。だれかが責任を負うということになれば、非常に効果的なのか。関係者がすごく多数に及ぶので、どこかに責任を負わせるという形にするのが、正常に機能させていくのに効果的なのだろうかということ。利益相反にならない工夫をどうしたらいいのか。これは公認会計士もそうなんですけれども、第三者としての機能を正常に果たしたいと思っても、利益相反になる部分が生じてしまうと、非常に難しいです。

公認会計士については、金融庁の方で公認会計士法の見直しの作業がスタートして、改正後はかなり厳しい姿で出てくると思うんですけれども、ねらいとしては、きちぎちに規制をかけるということではなくて、第三者の機能がうまく発揮できるようにするには、どういう仕組みを組んだらいいのかということでの検討をするということになると思います。2つ目はその論点があるかと思えます。

3つ目は、今、山口先生がおっしゃったように、弁護士へのお話が出ましたけれども、こういう資格です。公認会計士とかこういった建築もそうですし、弁護士もそうなのですが、個々の資格を持っていらっしゃる方々の自浄作用みたいなものをどのようにやっていくのか。弁護士は弁護士自治ということがあって、弁護士会の中で自浄作用が働くようにしていらっしゃいますけれども、こういったサムライの団体のところの自浄作用というのを、どういうふうになれば高めていくことができるのかというような論点が、私はあるように思いますので、今後の取組みのところでは、継続的に実施すると書かれていて、2行しかありませんけれども、こういった論点を盛り込んだ形での検討を是非進めていただきたいと思います。

○山本座長 では、大村委員からもお願いします。

○大村多聞委員 山口委員と今の原委員のおっしゃった点は、私もかねがね思っていた点でございます。規制緩和、官から民という形になったときに、民だから何も規律がないということでは全くなくて、民にいくからこそ、特に専門家集団は自己規律ということが問われると。これは一種非常に大切であると思います。

資格を法的に取り上げるとかという法律の運用以前に、一級建築士協会とかというものの倫理綱領は果たしてどうなっているんだと。倫理教育はどうなっているんだと。ルール違反があったときには、まず専門家の組織の中で適切にそれを摘発したり、自分で自らこれを排除したりすると。こういうような仕組みというのが、今後ますます重要になるのではないかなと思っていますので、この辺についてどういうお考えなのかということをお教えいただきたいと思っています。

○山本座長 それでは、幾つか意見が出されておりますが、住宅リフォームのクレジットは、何かお答えになりますか。

○内閣府 今回の対策というものは、緊急的に取り組むものという性格であるということがファクトでございます。

クレジットの問題につきましては、リフォームだけに限らないもっとゼネラルな中での御指摘と認識させていただいておまして、まさに今日の午前中にその問題について御議論をいただいたところでございまして、この場ではそういう御意見があったということをお承らせていただこうと思います。

○山本座長 資料で申しますと、資料2-1の施策2のところ、その問題が出でおりますので、今後御意見をお寄せいただくようなときに、委員の方で適切に配慮していただければと思います。

次に小川さんの方から、よろしくをお願いします。

○国土交通省 まず基本認識でございますけれども、この問題が発生をして、私どもで総点検を12月～1月にかけて実施をしていたわけですが、その中で判明をいたしましたのは、言わば民間機関のみならず、特定行政庁においても同じような見過ごしが起こっているということでございます。

したがって、民間云々以前に、やはり建築行政の仕組みについて、抜本的な見直しが必要な状況ではないかなという認識は持っております。

建物というのは、非常に高額なものでございますし、一度でき上がりますと、周辺環境をも含めて、長期間にわたって居座るといいますか、なかなかすぐ取り払うということもできないと。

周辺にも大きな影響を及ぼすということでございますから、まず第一に先ほどから御指摘がありますように、建築士という形で資格者にまずしっかりした設計をやるという資格を与え、しかし膨大な設計の内容を完全無欠でその人だけをお願いをするということも難しいということで、行政が後見的にチェックをする。これは確認という仕組みでございま

す。阪神の震災の後、確認だけではなくて現場の検査も充実をさせる必要があるだろうと。また、技術が非常に高度化をして、高い建物もできるようになった。なかなか自治体の職員だけでは、そういった高いレベルの技術に追いつくのも難しいと。

そういった観点の中で、民間にもお手伝いのできる場所は、手伝いをさせていただこうということで進めてきたわけですが、まず第1点に、元請けの建築士事務所の方で偽装といったもののチェックが非常に甘かったという点。確認の部分で特定行政庁と民間機関において見過ごしがあったということで、抜本的な再発防止を考えなければいけないと認識を持っております。

現在とりあえずの再発防止策として、1つは審査の厳格化です。これは電子計算機を使ったりいたしますので、なかなか専門家でないと見るのが難しいということがありますので、その審査の厳格化をしっかりと。

端的にいきますと、ダブルチェックというような仕組みで、1つの機関あるいは処置だけではなくて、構造計算を専門に審査する別の機関、第三者機関を設けて、そこと2つの場所で見させていただくという厳格化を1つ考えています。

中間検査といったところのものも強化をします。これは3階建て以上の共同住宅については、中間検査の義務づけもすると。

民間機関に対する監督強化でございまして、これは行政庁が民間機関に対する働きかけといいますか、監督勧誘といったものを現在以上に強化をします。

資格制度につきましても、実際に担当した方のお名前がわかるように全部記載をさせるとか、あるいは処分された場合の氏名の公表とか、あるいは民間機関についての財務内容、制限業種との関わり、そういったものの情報開示も、今、以上にオープンにすると。そういうとりあえずの改正は、今の国会でお願いをしているところでございます。

ただ、先生方から御指摘がありましたような、例えばさらなる資格制度の充実の問題、あるいは民間機関に対する自浄作用とか、利益相反をどう工夫するかとか、そういった問題、抜本的な見直しについて、私どもの審議会の方で更に継続して検討しておりまして、これについては夏までに結論を出して、次の改正につなげたいと思っております。

例えば資格者団体が行政介入なのか。監督処分的なものをどうするのか。倫理教育、そういったものをどうするのか。これはすべてテーマとして挙げて、現在検討をしているという状況でございます。

○山本座長 よろしゅうございますでしょうか。

一応時間がまいりましたので、まだ御意見はおありと思いますが、この辺にさせていただきたいと思えます。

今後のスケジュールでございますが、再度確認させていただきますと、次回5月末のワーキンググループに、私が座長としての整理ペーパーをお出しして御議論いただく予定にしております。そのために、委員の皆様には本日の議論を踏まえまして、担当省庁への御質問、御意見を「検証・評価・監視シート」の右の欄に御記載いただきまして、4月28

日までに事務局に御提出いただきたく存じます。事務局は、それを各担当省庁にお送りいただき、各府省庁からは5月12日までに御回答をしていただきたく存じます。いただいた御回答を基に、私の方で整理ペーパーを作成しまして、委員の皆様にお送りし、御意見をいただくこととしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。委員の皆様、担当省庁の皆様には大変御多忙の中、御協力をお願いすることになりますが、期限厳守でよろしくお願いいたします。

それでは、今日はどうも御苦勞様でした。

(緊要な消費者トラブル関係説明者【番号19～20】退室)

○山本座長 今後の審議の進め方についても、今アナウンスしたとおりに考えておりますが、なお審議の作業のステップにつきまして、御意見、御質問等がありましたら、お受けしたいと思っておりますが、よろしいですか。

長田委員どうぞ。

○長田委員 確認させていただきたいんですが、1つはこのペーパーのデータは送っていただいていますか。まだ送っていただけていないけれども、送っていただけるということでしょうか。

○山崎課長補佐 お送りいたします。

○長田委員 日がないので、お早目をお願いします。

座長がまとめてくださったペーパーというのは、いつごろこちらへいただける予定になっているのでしょうか。

○山本座長 次回のこのワーキンググループが5月31日ということですので、5日か1週間程度ということですね。

○服部消費者企画課長 1週間ぐらい前にはということですが、ただ、その際には、また皆さん方からも意見をいただくような形に今の段取りではなっています。

○山本座長 では、もう少し早い方がよろしいですか。12日に各省庁からきますので、皆さん方で十分な御考慮の時間を確保できるような形で、期間を設定したいと思います。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

○長田委員 それと今回のどこかで結構なんですけど、次回に向けてのところになるんですが、なかなかこういうスケジュールをこういうふうになしていくというのは、次年度もし検証・評価するときに、どういう工夫があるのかということ、どこかで議論させていただく時間をとっていただきたいと思っております。毎回非常にハードですね。ある時期だけ集中的になってしまいます。それをどういう工夫ができるのかというところを、少しどこかで議論させていただければと思います。

○山本座長 それは部会の最後の機会もありますので、そちらでお願いします。

○原委員 今日は事案を絞った形でヒアリングをさせていただいたのですが、実際に消費者基本計画は、もっと細目にわたっていろんな計画を立てているわけですが、少なくとも平成17年度に実施するとか、終了するとかと書かれているものについて、今日ヒアリング

ができていないものについては、事務局は大変かもしれませんが、どんな状況かというの、各省庁に問い合わせさせていただきたいと思います。

○山本座長 カバーされていない部分があるんですか。

○服部消費者企画課長 この審議会での審議対象ということで、第2回目の消費者政策部会で御討議いただいたんですけども、その整理でございますと、17年度に終わるようなもの、17年度以降継続的に実施するとしているもの、かつ消費者政策の9つの重点に対応した施策というものに絞り込んで御議論いただくとなっております、今回ヒアリングをしていただいたのは、その対象施策についてということでございます。

それ以外のものにつきましては、関係省庁、各省がこういうふうに分ちのものをつくっているということでございます。

最後、消費者政策会議でとりまとめるということになります。

○山本座長 ということで、我々ワーキンググループの作業としては、その枠の中でやっておりますので、今回私どものワーキンググループで検証・評価・監視の意見を述べる対象外の部分については、こちらのワーキンググループというよりは、最後の部会の辺りで何らかの御発言いただくとか、そういうことになるかと思えます。ですから、漏れはないということです。

○原委員 わかりました。

○山本座長 それでは、今後の作業、日程につきましては、私の方からもう既に先ほどアナウンスさせていただきましたので、ほかに何か事務局からアナウンスはございますか。場所等ですかね。

○服部消費者企画課長 次回のワーキンググループの場所につきましては、また追って御連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

本日は御多忙中のところ、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。